

平成29年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年3月7日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年3月7日(火) 午前 8時57分
閉 会 日 時	平成29年3月7日(火) 午後 2時56分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 委員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 1 3 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 0 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 吉田 憲司

市民部副部長兼資産税課長

市民課長 田口千恵子

市民税課長 原口 信行

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 新井巳代子

川里支所副支所長 松村 洋充

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 馬橋 陽一

環境経済部副部長兼農業委員会
事務局長 新井 昭

環境経済部参事兼観光戦略課長

大沢 昌弘

産業振興課長 町田 浩一

環境課長 関口 泰清

書 記 岡 崎 夏 子

高 橋 正

(開議 午前8時57分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) 先に聞きますけど、質疑に時間制限とか、そういうのってあるのですっけ。後になってぐずぐず……

(なしの声あり)

(菅野) なしといたらみんなの合意ですね。

(コンパクトにお願いしますの声あり)

(菅野) ほら言っているではない。

(委員長) 常識の範囲でお願いします。

(菅野) 私は常識人だから。まず、53ページのフラワーセンターの株主配当金が55万2,000円入っておりますけれども、当局から資料をもらってきたけど、貸借対照表だけではわからないので、フラワーセンターの経営状況と今後、市も道の駅構想などとなるとフラワーセンターなどもやる業務が重なる気がするのです。フラワーセンターのやっているのが道の駅に花を売るのも行ってしまいうんていうこともあるわけですけども、今の経営状況と将来の道の駅構想、すぐ入っていくと思うのですけれども、何たって活性化チームなんているのができているわけですから、そういうのを含めて今後どのような鴻巣のフラワーセンター経営に展望が持てるのかお聞きしたいと思います。55万2,000円の株主配当の数値的なものも含めてお聞きをします。

(産業振興課長) それでは、フラワーセンターの株主の配当金について申し上げます。

1株当たりの配当金150円掛ける所有株数3,680株を所有しておりますので、55万2,000円となっております。最近の経営状況については、詳しいデータ、ここにはないのですが、年々取引量が若干ずつですけれども、減っているというのは聞いております。

以上です。

(菅野) 若干減っているという原因というのは、例えば出荷する農家数が減ったとか、花の種類が限られて需要が伸びないとか、将来展望を含

めてどういう要素があるのかお聞きしたいと思います。

（産業振興課長）花の出荷に関してなのですが、農家のうちに違う市場というか、直接収集というか、来るのが結構見受けられます。それが大きな農家だと結構出てくると思うのですけれども、そういう関係で直接市場に軽トラックとかで持ち込む数量ですと限りがありますので、全体的にそういうことで減ってきているのかな、流通の関係かなとはちょっと考えております。

（菅野）じゃ、結局高いところに自分で今どきインターネットでできますから、そういうのを含めて出荷先が農協なり通じて制限されることなく、自由だということがあるとしたら、例えば道の駅で花を売るなんてなった場合でもきちっと対応できるのでしょうか。道の駅だけ特別高く売るわけでもないですよ。将来の鴻巣の基幹産業に影響があるんじゃないかと思うが、どうなのでしょう。

（産業振興課長）道の駅に関しましては、まだどういう運営体系になるかもわかりませんので、ちょっとお答えができないかなと考えております。

（菅野）57ページの延滞金のところで、収税対策室の延滞金の2,500万が入っているわけですがけれども、私も税を滞納している方が何とかならないかと、本当に泣きつかれて、私が泣きつかれたのではないです。向こうに泣きつかれて相談に来たことがありますけれども、その人がきちっと生活してこなかったといえはこなかったというのもあるのですけれども、人間それぞれ意思が違うので、そのときそういう選択を選んで、今こういう結果になっているということで税が払えないと。でも、何らかの手を尽くして少しでも払えるようにというところまでは手を尽くしたのですけれども、最終的に払えないということで市が徴収するようになると、妥当な額だということですがけれども、例えば給料が口座に20万払い込まれたと。それでも、ほかに払う分が本人にしたらあるわけですが。でも、市があつという間に10万ぱつと引いてしまったと。市は最初に引くといえは引けるけど、そこら辺を、結局相談に来ているわけですがけれども、確かにいっぱい滞納しているのだから10万ぐらい払ってしかるべ

きなのですが、ほかにもいろいろそういう人って借金しているものですか、10万引かれてしまうと食べていけないと。そういう場合は、どういうふうに勘案して相談したり、金額をぱっと差し引いてしまうというふうにしているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思いました。

（収税対策室対策室長）今の菅野委員のお話ですけれども、差し押さえに至るまでにこちらは何回もコンタクト、当然督促状から始まって催告書、そして差し押さえ予告、いろんな手だてを使ってご本人さんとコンタクトをとるような形で機会を設けているわけなのですけれども、今菅野委員がおっしゃったのは一例としてそれはおいておいていただいて、一般的なお話ですけれども、全くお電話もない、窓口にも来ていただけない、そういった方についてはやはりこちらとしても段階的に、金融機関であれば17金融機関、保険であれば今13から14ですか、保険会社を一斉に調査いたしまして、それで財産が見つければ、保険ならすぐ換金しませんので、一応差し押さえだけは入れるような形にもなりますけれども、それは滞納税額との兼ね合いもありますけれども、差し押さえを行いますし、それでもなければ口座を調べさせていただきます、前から手法のほうはお話はしているかと思うのですけれども、預金の口座がなかなかご本人の部分がかめめない部分については携帯の番号から預金口座を調査したりとか、あとは会社のほうに、前までは余りやっていたのですけれども、最近では会社にお勤めの方であれば給与照会を出ささせていただきます、向こう3カ月間の給料の額が幾らぐらいもらっているかということで調べさせていただきます、一応給与の計算、3カ月の計算と出しますと差し押さえ可能額が幾らというふうな形が出ますので、それをまず基準に差し押さえに行くわけなのですけれども、まだその前に先ほどの給与照会で口座のほうわかりますので、現金支給ではなければその方の口座というのが判明しますので、その時点でそういった先ほど菅野委員がおっしゃられた20万もらっているところの例えば10万円、鴻巣の場合には基本的に10万円を残すというふうな形で差し押さえるのほうは預金口座の場合はさせていただきます。それは、一応生活費を残すという形で10万円残すという形で差し押さえさせていただきます、自治体

によりましては全部差し押さえしてしまうところもたくさんあります。鴻巣のほうは今のところ10万残しということで、ただ先ほどの給与の差し押さえとか、そういったものにつきましても差し押さえ可能額が仮にその方は10万円と出たとしても、その辺のところはご本人さんにあくまでも来ていただいてご相談には乗って、その上でとてもとても生活状況を聞いた上で5万しか無理なのだよということであれば、こちらとしては法律上承諾書をとって、例えば10万円できるところを5万円という形で差し押さえを入れさせていただいたり、そのためにはいろんな書類をそろえてきていただいて、生活状況、口座の写しを見せていただいたり、あとはいろんな借金のその辺のところも証拠になるものを見せていただいて、その上でこちらとしてどの程度までお支払いできるかということで相談を受けて判断をさせていただいているというような状況になっています。全く生活状況を考慮していないということはありません。

（菅野）百戦錬磨の職員がやるわけですから、いろんな状況をつかんでいると思うのです。それで、大抵闇金融にひっかかっている場合があるのです。これは、絶つ方法がちゃんとあるのです。私も闇金融にかなりの額払っているというのも聞いて、それも何年も払って、借りた額の何倍も払っているわけです。何でさっさと相談しないんだと言ったんですけども、結局自由法曹団弁護士に相談して、そこから闇金融の業者に連絡すると、払った分は取り返せないにしても今後払う分は来なくなる、98%ぐらい来なくなるということで、13万ぐらい毎月取られていたので、それが来なくなりました。自由法曹団の弁護士代が5万でいいと、最初1万円で5,000円ずつ、8カ月で4万、それでいいよということで弁護士はかかりますから、1万あれば弁護士に相談できるということで、そうやってそこから市役所にも少し払えるようにというふうになったのですけれども、闇金の関係とか、そこまでさかのぼっての相談というのは市の場合にはできないのですか。それは、弁護士に行かないとだめなのですか。

（収税対策室対策室長）こちらのほうでは、そこまでの知識もございませんので、やはり法律相談を受けていただくとか、あとはその辺の消費

者の関係の相談をしてもらうとか、そういった形で窓口とか、そういったことは話はさせてはいただいております。その上で、やはり借金、どうしても先ほど菅野委員がおっしゃったほかのところから借りている部分が多いですので、生活状況を全て把握しなければいけませんので、その辺のところはきちんと聞き取りはするように、今年度から聞き取りシートみたいのをきちっとつくって、どういうことを聞いたらいいかというのを決めて、こちらも統一してやっておりますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

（菅野）それはいろいろあるでしょうけれども、とにかく闇金の果たす役割というのはどうも大きい気がするのです。ですから、弁護士通せば、弁護士通さないとほとんどできないみたいです。弁護士通せば98%ぐらい言ってこないというのですから、また金取りに来るかと思って、いつも取りに来る人を待っていたらいいですけども、待っていたってどきどきして、来なかったというので私もよかったと思うので、そういう方法もあるので、革新系の議員なんか相談にも乗っているのですけれども、なかなか誰のところに行けば、そういうのを知らないということもあるので、そういうのもちょっと頭の片隅に入れて、闇金にかかわっているようならいろんな相談の手だてというのも市民が暮らしていく上で一歩でも人間らしい暮らしになるように、そういう滞納処理に人の心をちょっとでも入れていただければと思いますので、この点はわかりました。それから、57ページの下に金融機関に入れる勤労者住宅資金貸付金とか中小企業貸付金、戻し入れするというのがありますけれども、ここの貸し付けの実際に市民の中で利用状況というのはどういう状況になっているのでしょうか。6と7です。勤労者住宅資金と中小企業貸付金の元金収入が、戻し入れるということですけども、実際に利用というのは今どういう状況なのかお聞きしたいと思います。

（ちょっと済みません。資料がの声あり）

（菅野）もしあれなら後でもいいです。資料があるなら後でも。下も同じですか。下も同じ課なのだ。産業振興課も同じなの。

（委員長）一緒です。

(菅野) では、後でもいいです。資料が手元に来てからで。そのときお願いします。

99ページの花のコミュニティーづくりですけれども、ここに19番の負担金のところに花のコミュニティーづくり補助金が16団体に180万出ていると。下に花のボランティア育成活動資金が257万2,000円出ていますけれども、花のコミュニティーづくり補助金というのは自分の近くの公共用地に花を植える運動なのです。自分の庭に植えるわけではないのですけれども、当初はこれ補助金が半分だったのです。でも、生出塚でいうなら、もう年にとってやめましたけれども、生出塚の1、2号公園に植えていたわけですけれども、大変大がかりにやって、国の総理大臣賞ももらうまで皆さん死に物狂いで頑張ったのですけれども、花って大変お金がかかるのです。まず、土をつくるわけですから、4トン車に物すごい、土も入れましたし、肥料も買ってきて入れて、補助金が半分だったのですから、会費をもらって住民の運動を組織してやっていたのですができないで、それが何とかしてくれと3分の2まで上がったのです。180万が3分の2まで上がったのです。下の花のボランティア育成活動って全部市が出して、労力だけ出してもらう作業ですよ。駅前とかそういうところの。だから、私思うのですけれども、花のコミュニティーづくり補助金もあと3分の1出して、100%土代とか花のお金は出してやるよと、労力だけ出してというふうになったらどんなにいいかなと思うのですが、そうはならないでしょうか。最初が半分だったからっていつまでも、私がしつこく言ってようやく3分の2になったのですけれども、だって同じことやっているわけですよ。公共の場に花を植えているのですから。ここも花のコミュニティーも全額花代については、肥料代とか行政が出すというふうにならないでしょうか。公のところに植えているのですから。下とやっていることは同じなのですから、言わないといつまでも3分の1花を咲かせる人が金出しになるわけなので、これは変えられるかどうかです。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) ただいまのご質問ですけれども、花のコミュニティーづくり補助金に関しましては、これはコミュニティー

づくりというところが前面にありまして、要するにコミュニティーを形成するための手段として花植えという趣旨でやっている事業でございます。そういう関係で一応3分の1については団体さんのほうで負担をしていただいて、残りの部分は市のほうで負担をさせていただくというような形になっております。下の花のボランティア育成事業につきましては、実際今年度250万事業費のほうで計上されていますけれども、この内訳を申し上げますと、まず240万円分が花苗代というところで予算を予定しております。残りの10万円につきましては、消耗品、作業に係る軍手ですとかスコップですとか、あるいは鎌とか、そういったものに対する費用に充てるというような形になっております。これにつきましては、ただいま鴻巣駅東口の駅前ロータリー内の花時計のところの花壇、そことあと駅前の代替地、ちょうど中山道と駅前からの道がぶつかるところの右側のところ、その部分の花植え、それとあと市役所の入り口と、あと市役所内、今度実際今年度50万ほど計上額が上がっているのですが、これにつきましては市役所の中の花壇に花を植える関係で、その分が50万円ついていてというようなところでなっております。活動内容としましては、今年度につきましてはこれからの予定も含めまして、31回ボランティアの方に花植えですとか、それから終わった花の抜き取り、それと草取り、そういったものをご協力いただいているところでございます。2月1日現在の登録者数ですけれども、個人が61名、これにつきましては実は今年度、年度当初から二、三カ月にわたって登録している方にもう一回再確認をしました。なかなか登録はしているけれども、実際作業に出てこられない方も多くいらっしゃいましたので、一度手紙を出しまして今後も続けていただけるかどうか確認作業を行いまして精査をいたしました。その結果、2月1日現在で個人が61名、団体が3団体で19名ということで今活動のほうを行っている次第でございます。以上でございます。

（菅野）個人61名、団体19名って本当に無償で公共用地に花を植えていただけるというのはありがたいことだと思いますけれども、コミュニティーづくりだからコミュニティー側が3分の1出せというけれども、や

っていることは同じなのです。逆に会費を取ってその分やっているわけですけれども、公共用地に花を植えているということは同じなのです。だから、コミュニティー代はお茶代などは自分たちで出すのは、それはいいのです。会費500円なり300円なり取って。でも、花の経費に係る分は出していただきたいと。コミュニティーだから原材料費の3分の2しか出さないというのは下と比べてもおかしいと思うので、私有地は植えた分はくれないのですから、公共用地に植えているのですから。ですから、何年も……10年や20年ではないです、こういう制度ができて、生出塚でずっと若いころはやっていたわけですから、もういいかげん下と一本化して、公共用地に植えてくれる花の原材料、土代なんかだって結局出しているでしょうから、土をちゃんとしなきゃ花は植えないわけですから、その分については入れるよと。それで、例えばこの地域でここに花を植えたいというときの住民がお茶を飲んだりする分はもちろん出せないから会費でやりなさいと、ちゃんと何に幾らかかったと領収書をつけて、本当に一円の端まで書いて市に出すのですから、補助金ですから出すわけですから、これは残りの3分の1も出して、材料費、土代だの花代だの、その分は出しますよというふうには、花も高いのです。ならないのかと思うのですけれども。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) コミュニティーづくりの補助金の中なのですけれども、食事とかはやはり補助金として対象としてふさわしくないというところはあるのですが、実際コミュニティーづくりのためのお茶菓子代とか飲み物代に関しては補助金の中で、要綱のほうも変えまして認めているところがございますので、そういったものも含めた形でやっておりますので、そういう意味では花代等の部分に関しては3分の2とはいわず、かなりの額が充当されているのではないかというふうに考えます。

以上です。

(菅野) そうなのなら、今生出塚はやっていないからわからぬけれども、これ以上追及しません。

それから、111ページですけれども、人権施策です。これは、まずは19節

部落解放運動団体補助金が292万7,000円になっています。これもっと多かったのですけれども、平成16年度の予算、去年の予算から2団体が120万、要らないよということになったのです。今は4団体、部落解放鴻巣支部が13世帯で78万、1世帯6万、吹上支部が5世帯で30万、これも6万、正統派鴻巣支部が162万が29世帯で約5万6,000円、29世帯で162万、北足立郡協議会というのが6世帯で22万6,800円、1世帯3万7,000円ぐらいですか。それで、全体で292万6,800円が7,000円になっていますけれども、今出ているわけですが、去年の4月には、去年度予算では2団体が減って120万減ったのです。その減った理由は、高齢化で解散、高齢化だと思ふのです。それから、一定の会議に出たり、運動をしなくては行けないわけですから、補助金は要らないと、解散と1つは補助金は要らないということで120万減ったわけですが、去年の12月にもう同和対策は必要ない、終わったよということなのにまた自民党と公明党と民進党が出して、部落差別解消推進法、いわゆる永久化法案をまたつくったわけです。それで、提案したほうもいかなものかということがあって、結局要綱に……新たに文書が添えられたのです。既に終わったことに対して出されているわけですので、この点についてお聞きしますけれども、鴻巣では減ってきていると、ことしは減っていません、去年から減ってきているのですが、国で今度新しくまた、もう終わったから10年間終わったわけですから、それなのにまた去年の12月に法ができたわけですが、鴻巣にしてはこの新しい法に従ってさらに運動団体がふえたり、活動が活性化して、もっと補助金をふやすように、そういう方向になるのか、それとも去年2団体がもうやめているわけですので、ほかの団体もやめていく傾向にあるのか、去年12月にできた新法とともに照らし合わせてどういう方向性なのかお聞きします。

(やさしさ支援課長) 部落差別解消法制定によって今後どう取り組みが変わるかというご質問かと思いますが、これにつきまして市のほうでは解放運動団体に対して補助金、市独自で支払いをしているという現状があります。金額的な面については、各団体とも人数的に減ってきている、バランスがとれていないということで28年度予算において大幅な削減を

行いました。バランス調整をとりました。それで、肝心の法制定によって市の取り組みがどう変わるかということなのですが、まだその辺のところは定かではありませんけれども、鴻巣市としては補助金をふやすということは考えておりません。また、新たな団体の結成ということが生じたとしてもそれには対応しないという考えでおります。ですから、既存の団体を前提として考えます。ですから、この予算がふえるということは全く考えておりません。それから、法制定によって幾つか法律の特徴があるのですけれども、この法律についてはあくまで理念法ということで特別な対策を求めるものではないということはおわかりいただけるかと思うのですけれども、相談体制を整えるとか、これについては現状の一般の相談で対応できるものと考えております。また、部落差別の実態調査ということもあるのですけれども、これについて国、法務省のほうから具体的にこういうことをしなさいという示しはありません。その段階で市のほうでどうこうということは言えないわけなのですけれども、私個人としては取り組み方についてはそれほど変わらないというふうには考えております。これまでも法の有無にかかわらずこの問題については取り組んでまいりましたので、要は差別がある限り取り組んでいきますということで進めてまいりましたので、この法制定によって変わるということは考えてはおりません。

以上でございます。

（菅野）はっきり言わせてもらおうと、差別なんかないから2つの団体が解散しているわけで、今どき政府も言っているように永久化法案の中でも部落差別だけに特化するのではなくて、本当に今言うなら差別の中で部落差別なんか5本の指に入らないわけです。男女差別や学歴差別や民族の差別だの、そういう中には入ってくるけれども、5本の指に部落差別などはほとんど今入ってこない中で、本当に差別というなら人権侵害全般に対する差別を政府から独立した人権機関をつくってやるということが対象にすべきであって、その中で部落問題だけを特別に扱うということはもうないと、時限立法でできてもう差別はなくなったと終わったものをまたぞろ12月に出して多数で決めてしまったわけですから、鴻巣

自体としてなくしたところもあるのですから、私が情報公開でとった活動法は6つの団体ほとんど行動が同じでした。どこの会議に行った、どこの会議に行った。2つがなくなったということは、ほかの4つもなくても十分やっていけると。属地主義でなくて属人主義です、鴻巣の場合は。属地主義というのは、例えばここの地域に住んでいなければ部落民とは認められないけれども、属人主義というのは運動団体の長が本町に住んでいようが、生出塚に住んでいようが、川里に住んでいようが、吹上に住んでいようが、この人は同和のこの団体の人ですよというとなるのであって、属人主義に何かなってしまふとますます人数は減っていくわけです。高齢者が亡くなって、その家族が引き継ぐわけでもないわけです。そうすると、この4つの団体にどうなのかと、毎年同じように活動報告を出して補助金を1世帯に6万も出している補助金なんてないですし、自治会なんか見てごらんください。あんな年がら年中回覧来て、何枚もこうやってやって、たった1年間に1世帯600円です。それにしたら解同の鴻巣支部が13世帯で6万円も補助金、それに運動団体によってこんな金額が違うなんてどこにありますか。自治会だってみんな活動同じではないですか。活発にやっていようが、会費いっぱい取ってやっていようが同じではないですか。これは抜本的に見直しという方向にならないですか。国の法ができたからって、もっと補助金を引き続きいつまでもなくなるまでもらえるよというものでもないと思うのですけれども、そこら辺は市としてどういう定義がされるのかお聞きをします。

（やさしさ支援課長）特別対策が終わりました、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が平成12年12月6日に施行されました。ただ、残念なことにその後も、部落差別に限らず児童虐待、DV、それから障がい者差別、さまざまな問題が出て、それぞれの個別法が成立、制定されてきました。その中で部落問題についても、部落差別についてもまだ解決されていないよということを国が改めてここで示したというふうに捉えておまして、要はまだ、実態的な差別は確かにないに等しいかもしれませんが。ただ、人の心の中にある差別、潜在的なもの、これはまだ解消されていないのが事実なのです。ですから、私ども近隣の14市町で構成

する北足立郡市町同和対策推進協議会が平成27年1月9日付で人権意識調査を行いました。この結果を見ますと、住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区であった場合避けることがあると思われませんかという問いに対しまして、どちらかといえば避けると答えた人が18.2%、避けると答えた人が6.7%、合わせて24.9%、約4分の1、これだけの方がそういう意識をまだ持っているのだということが示されたわけなのです。この意識を何とか変えていかななくてはならないというのが、これは行政としての役目かなというふうに考えております。したがって、当事者である運動団体一生懸命やっています。やっぱり子孫の代まで差別を残してはいけないということで懸命にやっています。ところが、人口の高齢化ということもありますけれども、組織委員が高齢で続かなくなってしまいうということでも人的にも減ってきてまいりました。その辺はまた課題にはなっているかと思うのですけれども、したがって運動団体と一緒に行政がこの問題に取り組む必要はあるというふうには考えております。

以上です。

(菅野)今の言い方だと、4分の1が差別しているから、そうすると未来永劫なくならないではないですか。差別なんかしていないと、第一属人主義なのに部落の地域に住むかといったら住まないと言ったと。だって、ここがどうなんて属地主義ではないのですから。属人主義でお金を出しているのですから。そんなことが調査する自体がおかしいです。鴻巣を見ると、いろんなPTAの学習でも何でも必ず同和を入れるのが補助金の対象になっているのです。必ず入れなくてはならない。学校で言わなければ誰も知りません。教育機関で言うのをやめろとよく言われています。家庭教育学級の中に必ず1個入れないとだめだと。職員の研修でもそうでしょう。必ず入れるではないですか。仕事時間に市役所職員を市民センターみたいところ、クレアに集めてやったりして。やらなければ何もありません。もともと何の差別もないところに持ってきたわけですから、穴がちゃんときっちり経済的にも一緒になって、特別貧困だと昔あったけれども、それもちゃんとなって、全て対等にな

っているわけだから、一切何もやらないで済むというふうになってやめたわけです。もう差別もなくなったからと。それを鴻巣は、何、インターネットでどうだの、精神的差別。精神的差別なんて何の金銭評価に値するものかと。インターネットだって、この前も言ったじゃん。インターネットの差別なんか同和のことなんか載っていやしないよと、ゼロだよと言っています。ですから、聞くのなら市長に聞かなくてはあれですけども、とりあえず部長がどう思うか。いつまでも、全てなくなったとってやめたのを復活した自体がそれこそ差別であって、今回出された法案には部落差別というのはどういうことかと定義がないのです。それが問題になっているのです。それと、では何が部落差別に当たるか。誰がどう判断するか。そんなことも書かないで抽象的な言葉で引き続き復活させているわけで、部長としてはどう思うかお聞きをします。

（市民部長）お答えいたします。

ただいまの部落差別があるかどうか、またその内容についてなのですが、菅野委員さんからは部落差別はないという発言のほうをいただいておりますけれども、いまだに実際に結婚や就職の際に行われております身元の調査、また身元調査以外でも居住に当たっての土地調査、さらにはインターネットの書き込み、これは現実に行われている差別となっております。先ほどやさしさ支援課長から内容の説明等もありましたけれども、こういった忌避意識というのは実際にはある心理的差別となっております。こういった問題をなくすためには、やはり私どもは運動団体と連携が必要不可欠と考えております。また、昨年12月に施行されました部落差別の解消に関する法律、この中ではこの法律は現在もなお部落差別が存在すると目的の中にうたわれております。私どもは、こういった内容をしっかりと受けとめまして、やはりそういった差別を解消するためには運動団体との協力が必要、またそういった活動に必要な補助金を交付することは必要と考えておりますので、引き続き補助金の交付を行ってまいります。また、それ以外にもいろいろな人権に関する差別があるというふうなお話いただきましたけれども、当然そういった問題につきましてもやさしさ支援課が事務局となっておりますので、しっ

かりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

（菅野）今の政府が本当に格差の拡大のもとで国民の生活がどんどん困窮度が増しているわけです。大資本にはもうけ放題もうけて、国民には福祉の切り捨て、増税路線が国、地方が一緒になって襲いかかるという政治がされているわけですから、これ自体は部落差別に特化するものでは何でもありません。第一もともと差別がなくなったとして、国の言い分のもとでなくなった制度がなぜ突然、国民だって余り知りません。12月議会にばたばたと押し通されてしまったわけですから、参議院でも含めて。いつまでも差別にしがみついている、本来ないものがいつまで言っていたって、そんなもの市民に言ったら過去のものだと言っています。昔のことでしょうと。そんな人知らないし、きっちり皆さんどこでも市民としての権利を生かして義務を果たしてきていると思いますので、このことをいつまで言っている時間も時間がありますので、反対討論で論破します。

それから、111ページの下の未来議会ですけれども、何回も言っていることですけれども、これは何とかありませんか。私もずっと傍聴したり、傍聴へ行けないときは議会のあれをいただくのですけれども、子どもが政治に願うこと、自分たちの中でもっとやってほしいと思うことはいっぱいあると思うのです。本当は中学生に一番襲いかかっているのは受験地獄です。偏差値で薄切りにされて、昔は市がテストしないと云えば学力テストを国と県とでどんどん進めたり、そういう中で自分たちの要求で言いたいことって本来あると思うのです。それが、そういうことを言っている子も何人かいますけれども、花がどうの、人形がどうのとか、産業がどうのとか、何か部長、課長クラスが言うようなことを質問する方がいて、何でと聞いたら、やさしさ支援課のほうから例えばこういうことというふうに例の中に書いて参加者を募集してきているらしいというのを聞いて、それでは言えないの。だから、前に私聞いていたら南中のほうの、馬室のほうの生徒の子が何か体育館のバスケットをやるこういうところが壊れていると、何とかしてほしいと言ったらすぐ直ったの

です。だから、そういう子どもの要求に基づくことが出ないかと。考えてごらんください。親にしたら1年生から3割さえわかればいいと授業をされて、もう2年、3年から塾にやっているのです。2科目で1カ月、2、3年生で2科目週にやるとどれぐらいですか。1万円や1万5,000円ぐらい払わなくてははいけません、塾料が。物すごく高い。あんな義務教育でわからないことが塾でお金のある子が最初から競争で上位ランクにいくという、そういうことなど子どもが本当に、何人か言っている子もいます。学力じゃなくて、言っている子いますけれども、そういう自由な発想ができる未来議会にならないでしょうか。誰ひとりとして受験地獄が出ない。どうやったら解決できるのかと。市としてどういうことをやっているのかと。テストで輪切りにして、テストをやってしばらくたってから……

(委員長) 菅野委員、もうちょっとコンパクトに質問してもらえますか。

(菅野) そこら辺をお聞きします。子ども本人の悩みができるように、先に誘導するなということですが、内容を。

(やさしさ支援課長) 未来議会に関して、質問事項を市のほうでこれやれ、あれやれと言っているのではないかというように私ども受けとめたのですけれども、そういうことではなくて、生徒の皆さんには鴻巣市のまちづくりに興味を持っていただくため、どんな意見があるのかということをお求めている。そのために例示としていろんな問題、こういうのもありますよということを出しているのです、それに限定されるものではありません。したがって、生徒個々にそれぞれ考えて、あるいは担任の先生に相談するなり、親に相談するなりしながら、鴻巣のまちづくりについて意見を述べてもらっているわけなのです。この未来議会の開催の趣旨としましても、単に行政と議会の仕組み、これを勉強するだけの機会ではなくて、そういう意見を発表してもらうことによって鴻巣市のまちづくり、これに少しでも、ふるさと鴻巣市に関して愛着と関心を持ってもらい、要はまちづくりを進める上で次代を担う子どもたちの育成を図ると、そういう目的でやっておりますので、決して子どもたちにゆがんだものを押しつけているようなことはありません。したがって、

今後必ずや鴻巣のまちづくりに貢献できる、そういう人材が育ってくれるものと思っております。

以上でございます。

（菅野）それは認めますけれども、毎年そういう、これに限定していないというけれども、例としてこういうふうに言ってしまうと、先生も忙しいですから、やることいっぱいある中でこういうふうですよと、その文書もずっと下へ行くわけです。そうすると、毎年必ず花と人形がどうの、必ず出てくるわけです。何人かは。だから、小学生や中学生で花と人形で大論争するかと思うのですけれども、それがそれなら、そういう言い方をするならそれでいいのですけれども、教育を切り札として毎年少しずつ文章を変えていって、現実の自分の生活の中から市民としての悩みと、それから将来の展望が高らかに語れるようなこども議会にならないかなと思うのです。余り最初に、例示といっても出したほうは簡単に書いたといっても、先生が子どもたちに言って子どもは選ぶ段階ではもうそれが文書として来ればそこに縛られるのは事実ですので、毎年同じ文章で、変えていくとか、よりよい学校にするのにどういうことがいいか、どういうことを書いてほしいとか、そういうこととか、少しずつ文章を変えていろんな子どもたちの本音を出せるあれにならないですか。少しずつでも変えていけないかと。

（やさしさ支援課長）先ほどの質問についてですけれども、子どもたちも自由な発想に基づいて意見を述べてくれていると思います。子どもたちの質問書を見ますと、はっきり申し上げますとこれ先生よく見ているのというような文章も確かにあるのです。多少その辺のところは手直しさせてもらいながらあの場に臨んでもらうというのが実態なのですけれども、子どもたちは本当に真剣に考えて、担任の先生にアドバイスを求める子もいるかもしれません。あるいは、保護者の方にアドバイスを求める子もいるかもしれません。でも、子どもは子どもとして自分で鴻巣のまちがどうなのかということを真剣に考えて、例えば一例を挙げますとコミュニティバス、川里でどうのという問題がありましたよね。あれは真剣な子どもの考えです。ああいう形で出てくるのです。大人に

は考えつかないようなことも子どもは発想しているのです。そういう意見を出す場として本当に重要な機会なのかなというふうに考えておりますので、その辺を菅野委員さんにおきましてもご協力いただければと、ご理解いただければと、そのように考えております。

以上です。

（菅野）次、255ページの農政でお聞きをします。農業問題です。生産調整対策事業として農事協力員報償金が155万。農業委員会が解体されて、政府は農業の集約化をするために農事協力員とかという制度をつかって、2段方式にしていっているわけですがけれども、鴻巣の来年度予算を見ると農業集約のための予算をがんがん出しているのです。そうすると、鴻巣の稲作農業が、まず稲作ですがけれども、本当にやっていけるのかという、それをお聞きしたいと思うのです。前も言っていますけれども、農地でいうと鴻巣は0.5ヘクタールから2ヘクタールが7割なのです。先祖伝来の農地を5反か、もとは2町もあれば大農家と言われていたわけです。稲作農家が。それが今2町もあればなおお金が人に頼んでかかって、1反につき米1俵ももらえるか、もらえないかだと、そういう状況なわけですがけれども、この農事協力員というのはさらに農地集約をしろということをお聞きを農事協力員より一生懸命進めるわけですから、鴻巣の稲作農業が今後どうやっていけるのか、その点をお聞きします。

（産業振興課長）まず、農業調整対策事業のほうの農事協力員ということですが、こちらにつきましてもは国、県から示された生産調整の数値以内におさまるよう転作確認の作業を行ったり、配付資料、そういうものの調査票の配付、回収、こういうことに当たっていただいている報酬というかになっております。これは、各地区ごとにいるということで155人というような形になっております。これに関連して、現在の農業政策というか、それが小規模農家に対するものがなく、大規模農家に対する集約化とか、そういうことですがけれども、一連の流れの中でどうしても小規模でやっているとならば機械の費用等が非常に高く、もう買いかえができないというような状況に陥っている農家さんが結構あるかと思っております。また、高齢化で後継ぎもいないというような状況が多

々見受けられると思っております。そのような中で国とかの政策が集約化というか、担い手に任せて大規模にやっていくというような方向になっていると感じております。

（菅野）国に言いなりのことをただしゃべっているだけですけれども、地方自治というのがあると思うのですけれども、農地中間管理機構による担い手への農地集積、集約化が前年度の国家予算、81億円から155億円と、こういうところに国は税金をどんどん出して大型化していくというと、鴻巣の例えば0.5から1.0ヘクタールの耕地面積の方が533世帯もあるのです。全世帯が1,632ですから、533の1,632で割ると3割以上です。こういう人たちは、農家をやっても生産したものは自分で売るなり、処理できなければ捨てなさいとか、本当に農業というのは家族経営というのが世界の流れなのにこれに反するものですし、それに米の直接支払交付金というのが14年度10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額されましたけれども、これは来年度は米の生産調整は廃止されていくわけです。なくなってしまうのです。そうすると、ますます小さな家族経営でやっていた農家はもう自前で販路を見つけなければ何もできないと。政府は集約化をしていくということで、ただ農地というのは生産するだけではなくて国土を守るとか、山間地でのいわゆる風水害のときの鉄砲水の流れるところを直すとか、そういう部分もあったわけです。景観を国民に、緑の稲穂がどれほど国民に安心感を与えるか、そういうのをせずに、何せ大きな農家だけもうかる農政にしていくという、そういう方法に鴻巣の農家がどういう対応ができると踏んでいるのかお聞きをします。

（産業振興課長）まず、大きな農家だけがもうかるというか、そういう現在の体制が米の価格等もございまして、小さな面積で農業をやっている中ではなかなかそれで生活が成り立たないというような状況になってきておるところでございまして。そのような中で大規模化をしていくということがコストを下げるという意味でそういう方向に今現在は行っているような状況でございまして。大規模農家だけがもうかるというのではなくて、考え方がちょっと違いまして、大規模にしないと収益性が合わな

いというような状況ではないかと考えております。委員さんおっしゃるように、3分の1強が面積が少ない農家ということで、そういうお宅に関しては後継ぎというか、それだけで生計が成り立たないということも現状ではないかと思っております。それと、所得安定対策というような形で生産調整、これにつきましては29年度が最終年度ということになります。30年度以降については自分たちで判断してくださいよということにはなるのですけれども、とはいってもさすがに急にそういうことはできませんので、ある程度の数を示すというのは県のほうから伺っておるところでございます。また、確かに委員さんおっしゃるとおり、農地を守るということは遊休農地とか耕作放棄地とか、そういうものをつくらないというのは非常に重要なことだと感じております。そんな中でそういうのを出さないようにするためには、やはり担い手等に集約していくほかはないのかなというのが現状だと考えております。

(菅野) とにかく国言いなりで無策だということですね。それで、何よりも一番つくっているのが稲作なわけです。稲作が作付面積、全体22万6,000アールぐらいの中で17万1,000というのですから、17万1,000アールが稲作なわけです。これは76%、8割近くが稲作という中でこれほどお米を切り捨てられれば、ミニマムアクセス米でどんどんふやしながら減らしているわけですから、そうすると都市近郊農業で、このとり伝説米だの何たらかんたら言って、活性化チームが鴻巣の農業を盛り上げる、コウノトリがそこに来るのかどうかあれですけれども、農業と結びつけてそういうところまで市は政策を広げているわけですから、農地がなくなれば鳥だって飛ばないではないですか。低農薬できっちり補償していくのがこのとりの基本なわけですけれども、稲作農家に対しては今後市としては国の政策をそのまま持つてくるので、独自に考えなさいと、どんどん役所にも就職できればいいですけれども、なかなか農地の作業があると就職もできないわけで、市内の農業所得者の1年間の所得をどれぐらいに踏んでいて、市民はどう自活していけるかという、そういう将来展望などを考えていますか。そこをお聞きします。

(産業振興課長) どのぐらい農業収入があれば生活していけるかという

ことに関しましては、なかなか難しいものだと捉えております。相当数の作付等をしない限りはなかなか米だけでということはまず無理なのかなと考えております。

(菅野) 政府が出した平均的農家の総所得というのがありまして、農業所得は153万円だそうです。兼業による農業外所得が147万円。これ年金をもらっている人の収入なのです。年金収入が195万円、そして農業関連事業所得が1万円あったとして、合計で496万円、年金をもらっている人手も496万円ですから、年金をもらっていない人はこれから年金収入の195万円を引くと301万円ということになってしまうわけです。とてとても農業では食べれないと。世界が家族経営でやっていけるように、農業というのは本来それが国土を守る大道なわけですけれども、それを切り捨てた国の政策を唯々諾々として受け入れるのではなくて、県内でも農業を守るために独自施策をやっているところもあるわけです。市として何らかの独自施策ができないのか。それはこのとり伝説米というのかどうか知りませんが、そこら辺も含めてお聞きします。

(産業振興課長) 市単独というわけではないのですが、昨年設立総会を迎えました鴻巣、行田の圃場整備事業に関しましては保全を図っていたり、耕作しやすくするというのはその一環ではないかと、政策の一環ではないかと考えております。

(菅野) 265ページの住宅リフォーム資金の補助金が500万出ております。これは何件ぐらいを想定していて、500万のリフォーム資金の補助金を出した場合、もとの工事価格は大体幾らぐらいになるのか。建築業者の方の仕事おこしにもつながっていると思いますので、これをお聞きします。

(産業振興課長) 補助金で500万でございますので、工事費の5%が補助金の対象となりますので、500万全額出た場合ですけれども、工事費としては1億円になるかと思えます。

以上でございます。

(菅野) 件数というのは、大体全部500万かかるのかな。件数は今まで、例えば前年度何件とかわかればお願いします。

(産業振興課長) お答えします。

28年度、今年度でございますけれども、こちらにつきましてはもういっぱいになりました。交付決定額としては491万7,000円、件数ですけれども79件でございます。

（菅野）いっぱいになったらもうだめ。打ち切り。

（産業振興課長）まず、この補助金が10万円、最終いっぱいになったのが2月に入ってからでございます。それで、3月中に要は完成しないと補助金の対象にはなりませんので、時期的にはちょうどいい時期にいっぱいになったのかとは捉えております。当然問い合わせその後あったと思うのですけれども、それにつきましては新年度にということでお話しておるところであります。

（菅野）最後に、花のまちを標榜して、269ページも含めてポピーやいろいろな施策が予算とともに取り組まれていきますけれども、ことしの一番の売りは何なのか。それから、どこかに何かの新しい方策を入れてやっていると思うのですが、ことし新しい観光戦略としてひなの里、予算の範囲でどこまでどう伸ばしていく戦略なのか、これをお聞きします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）まず、ことしの目玉は何かというご質問ですけれども、これにつきまして、まずこのす花まつりに関しまして、29年度につきましては大幅に変更がございます。中身につきましては、今回せせらぎ公園の会場を取りやめまして、馬室のポピー畑、それから吹上のポピー畑、あと花久のバラ、この3カ所を拠点といたしまして花まつりを展開していく形になります。今回初めて吹上方面から花久の里に行かれるシャトルバスも運行予定で今計画しているところがございます。これがまず一つの目玉ということになります。今までせせらぎ公園でやっていたイベント等につきましては、コスモスアリーナ、吹上会場のほうに大部分は移動するような形になっていくような計画でございます。

それと、あと観光の目玉としましては今の花まつりとも関連するのですが、今JRとちょっと協議をしておりまして、可能となれば5月の中旬に上野駅で花まつりに関するキャンペーンを行う予定で準備のほうを進めているところです。これはまだ決定ではありませんけれども、一応そ

ういう予定があります。

それと、あとことしに入りまして1月29日、鴻巣御殿のジオラマ、模型が完成したところでございますが、これについて今のところ大体1日100人くらいの方は模型に見に来てくださっているのです。これもかなり知名度も広がってきたようで、きのうも実はビデオカメラ等を持って見えて、長くジオラマ撮影をしていた方ですとか、あるいはマスコミ等の取材とかもありますけれども、そういった中でできればジオラマを鴻巣御殿の模型を題材としたイベントを組めないかというところでこれから今準備を進めたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

（菅野）最後に、観光戦略で人を集めるのもいいのですけれども、やたら人が集まってもごみとか、そんな金ばかりかかって、地元の商店街とか地元の産業が売上げがあったかと、経済的効果がなければやたら税金がかかったで終わってしまうのです。人間を集めてもその人たちが消費をしてくれなければ、花見てきれいだと、それが生きる張り合いになったって、それはそれでいいのですけれども、活性化と市民の経済を結びつける戦略がどう位置づけられているか、最後にお聞きします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）まず、観光の目的は何かというところになるかと思えますけれども、まず観光はただ単に人を呼んで来てもらうということではなくて、やはり観光を起こすことによって来ていただいて、そこで菅野委員さんおっしゃるとおり消費をしてもらうということがまず第一義的にあると思えます。そういったことがあるのですが、それとはまた別に鴻巣市民の方々にも外から人を受け入れるということについて、今はやりの言葉で言えばおもてなしの精神というか、そういったことを持っていただくということが大事かなと思えます。要するに外から来た人に対して親切に対応するような形です。そういったことも含めて、実は平成26年度から観光戦略計画を今実施中で、5カ年の予定でそういったことも含めたいろんな施策を実行しているところでございます。観光の究極の目的というのは、消費を起こして、当然消費を起こせば産業も潤うということで、そういったことで最終的には鴻巣っ

いなど、こんなまちに住んでみたいなど思ってもらえるということが観光の究極の目標ではないかというふうに我々は考えながら事業をやっているところでございます。そういった中で言うのは簡単でございますけれども、なかなか実際そういったことになるかという、それは本当に難しいところで、少しでもそういった姿になるようなことを我々としては今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時08分)



(開議 午前10時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(産業振興課長) それでは、先ほど菅野委員さんのご質問の中で勤労者住宅資金融資制度を利用している方が何名いるかということでございました。答弁できなくて申しわけありませんでした。現在貸し付けを受けている方16件でございます。地区別に見ますと、鴻巣13件、吹上が3件という形になっております。

それともう一つ、中小企業融資事業でございますが、こちらの借り入れはございません。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(金子) それでは、いきます。

歳入のほうですけれども、14ページのところの7番、ゴルフ利用税交付金ということでございますけれども、これは昨年続きまして2,000万というふうな予定でございますけれども、このところ交付金についてゴルフ場は2,000万で推移していると思うのですけれども、これ皆さんはご承知というか、ご周知というかのように、非常にゴルフ人口も減ってきてまして、またこのゴルフ場ということになると鴻巣カントリーというこ

とでよろしいわけですね。だと思っておりますけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時31分)



(開議 午前10時32分)

(委員長) では、再開いたします。

(金子) 済みません。失礼いたしました。ちょっと勘違いいたしました。それでは、27ページですけれども、これは昨年もお聞きしたかと思うのですけれども、市民課のところの広告放映用のモニター設置使用料ということでございますけれども、金額的にも昨年と同様なのか、それと今後の予定として非常にこれ利用価値があるもので、待ち時間等いろいろ宣伝になるかと思うのですけれども、今後の見通しとかも含めましてお聞きしたいと思っておりますけれども。お願いします。

(市民課長) それでは、ご質問にお答えいたします。

金額のほうが4万3,000円ということなのですが、これは29年度の見込みということですが、28年度の実績でのせさせていただきます。というのが土地、建物の課税標準、それと保険料、電気料等を面積割ということで出しまして計算した金額、使用料の計算書がございまして、その実績で4万3,000円を計上させていただきます。ちなみに、昨年度は3万9,000円、その前が4万9,000円と変動はございますが、これは土地の課税標準の金額が若干変動がございまして金額に差が出ているものと思っております。今後の見通しということなのですが、市民課の窓口の待合のところにございますので、当然待っている間いろいろな広告等、あるいは市からのお知らせ、そういったのを見ていただいて、紛らわしていただくということも変なのですが、そういう時間を潰していただくような中でいろんな情報が入っていくかなというので、効果はあると思っております。最近クイズとか、そういった何か合間合間に入ってくるのもありまして、そういった情報以外に今回市民課でもコンビニ交付を開始いたしますので、そういった市からのお知らせの中に入れていって、お知らせというか、周知に活用していければなと思っております。

以上です。

（金子）そうしますと、待っている間とか市民の方が有効に視聴というか、されているということでもありますけれども、今1台ですね。今後ふやす予定とか、同じものを放映するのだったらいいのですけれども、違うものだと混線というかしてしまいますから意味ないと思うのですけれども、市民課のほうでも見ている方、たくさんの方がいらっしゃると。1台ではなくて2台、3台でもいいのかなとも思うのですけれども、それとあと技術的に今いろいろ進歩していますので、広告のほうの鮮明だとか、テレビではないですけれども、4Kとかいろんなものがありますけれども、視聴者というか、見る方に訴えるものがもし今後できたらいいのかなと思うのですけれども、そういう点は業者との折衝とかというのはどうなのでしょう、伺います。

（市民課長）まず、台数をふやすということではいいと思います、席の方向がもう決まっています、場所的にあの方向しかないのかなというのがあります。設置する場所もそんなにはあいていないというか、スペースがないというのも実情でございます、番号札をとっていただいて、お呼びしている番号と、あるいは証明ができている番号等を掲示するモニターが隣に1台あるのです。ですので、これ以上ふやすことはできないかなと考えておりますが、一応設置している業者さんとの協定書の中では引き続きよければ継続するということになっているのですけれども、売り込み業者とかもほかにもございますので、いろいろプロポーザルで入れたような経緯がございますので、次回時期が来ましたらそういったプロポーザル等で選考していこうかなと思っております。

以上です。

（金子）わかりました。

次が59ページです。環境課のところのアライグマ個体分析調査業務受託収入ということがございますけれども、これ名前のとおり個体分析調査ということで、これをなさっているということがございますけれども、これについて内容とこの調査がどういうふうにご利用されて生かされているのかということがちょっと知りたいのですけれども。お願いします。

(環境課長) お答えいたします。

この事業は、埼玉県アライグマ防除実施計画という県の計画がありまして、その計画に基づいて市町村がアライグマの捕獲をして、その頭数を報告するという事業でございます。捕獲した頭数割で収入となっているということでございます。したがって、県のほうでアライグマの生息状況を県下でどのぐらい広がっているかとか、そういうデータをとるのに役立てていただいております。

以上です。

(金子) 今の受託収入ということですがけれども、頭数によっていただけるということですがけれども、状況としてはここ数年間ふえているのか、減っているのか。あと、近隣と比べても何かそれに対して例えばふえているとなると何らかの対策を市のほうでもとらなくてはならないというような状況かと思うのですけれども、そういう点を含めまして説明していただければと思います。

(環境課長) 過去の捕獲頭数を見ても、平成25年度が27頭、平成26年度が35頭、平成27年度が69頭となっております。かなりの勢いでふえております。これは、やはりアライグマの性質上天敵がなく、何でも食べる雑食性ということで、また繁殖力も非常に強いという、そういう特徴があるということでこのように増加している状況になっております。市といたしましては、当初職員がわなを仕掛けて捕獲をしていたのですけれども、危険性もございまして、追いつかないということで業務委託で業者に今お願いをして駆除をしている状況でございます。対象は県の防除はアライグマが対象になっているのですけれども、同じように有害な鳥獣ということでタヌキやハクビシンなんかも被害が報告されておりまして、それらも一緒にあわせて捕獲をしている状況でございます。以上です。

(金子) 今の説明の中でも26年から27年の1年間で倍の頭数ということで、これは驚きます。このままふえていくと大変だなということでございますけれども、地域的に見るとやはり農村部ということで考えると、どこら辺が多いのかということをお聞きします。町なか

にはないでしょうけれども。

（環境課長）済みません。ちょっとデータが今手元にないので、地域別の捕獲の頭数は今お答えできませんので、お調べして後ほどお答えさせていただきたいと思います。

（金子）そうしますと、私の地元の馬室のほうで考えると、そういうふうな駆除体制ということで考えると地域にも余りそういうふうな体制というものができていないわけです。また、個々のうちでアライグマがいそうだからということで駆除してくださいというふうな連絡は市のほうにしようと思うのですけれども、そういう点で考えるとやっぱり地域絡みでいろんな体制をつくらないと、これだけどんどんふえていくと市だけではちょっと難しいと、市のほうだけで捕獲業者に言って行ってもらいだけでは難しいと。まして地元、地域のほうでそういう体制が整えられれば、そういうふうな体制づくりということで考えると環境課さんはどういうふうにお考えか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

（環境課長）わなを仕掛けてとる場合には免許が必要ですので、駆除を地域の皆さんが行うというのはなかなか難しいと思います。したがって、そういったことを防ぐ対策というのは地域の皆さんでとっていただくというのは非常に有効だと思いますので、今は苦情があったらわなを仕掛けに行くというどちらかという受け身になっていますので、今後は広報などでこういったことで対策をしましょうというようなことも呼びかけていきたいと考えております。

（金子）わかりました。

次に行きます。227ページの一番最後のほうです。空き地雑草地の事業ということで、こちら空き地の実態ということで内容的なもの、ここ数年のものをちょっとお聞きしたいと思います。

（環境課長）環境課のほうで把握しておりますのは、条例にございます市の委託制度を利用していただいて、空き地の雑草の管理をしていただいている方の件数と面積を把握しております。平成26年度が43件で9,780平米です。平成27年度が44件で1万795平米でございます。平成28年度はまだ途中ですが、1月末現在で40件、9,123平米となっておりますの

で、おおむね横ばいの状況にあると考えております。

以上です。

（金子）そうしますと、予算的には前年度並みの予算立てということでよろしいわけですね。今後についてもそういうふうな流れということで考えていらっしゃるのかお聞きします。

（環境課長）今金子委員さんがおっしゃったとおりでございます、これは受託収入が同額ありまして、申請者の方がまず市のほうに委託の金額を納めていただいて、その納付を確認してから市が委託業者に刈り取りの措置を依頼するものでございますので、収入イコール歳出、同額になっておりますので、その辺は苦情の件数ですとか刈り取りの申し込みの件数とか、そこら辺を見て今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

（金子）そうしますと、希望者がいて、その方が市のほうに言って、それで雑草を刈り取ってもらってということで、金額的な単価というものを考えると、例えば直接業者に言うのと市を通して言うのと、市のほうでは中間的なマージンをもらっているわけではないですけれども、当然単価的には同額なわけなのではないでしょうか。単価的なものはどうなのでしょう。お聞きします。

（環境課長）この市の委託制度の単価につきましては、草の丈、高さによって単価が決まっております。草の丈が1メートル以下の場合が1平米当たり110円、1メートルを超えて1.5メートル以下が120円、1.5メートルを超えますと140円となっております。

以上です。

（金子）わかりました。

次に、229ページの次世代自動車導入促進事業です。こちらは、電気自動車ということでよろしいわけですね。これをお聞きしますが、これにつきまして、この自動車、結構導入してから年数もたっているかと思うのですが、これ何台もありましたよね。数台ありますけれども、これについて現状と今後の見通しということで、今度水素自動車ですか、そういうものも導入されると、結構価格的にも高いのですけれど

も、環境にいいまちということで考えるとそういうものもぜひとも導入してもらってもいいかなと。宣伝にもなるし、環境にもいいかなと思うのですけれども、そういう点も含めましてお考えをお聞きします。

（環境課長）それでは、まず現在の、3台あるのですけれども、3台の状況をご説明させていただきます。

日産のリーフがございまして、これは平成26年の8月から供用を開始しておりまして、走行距離が約1万3,000キロです。それで、もう一台、三菱のミニキャブがございまして、これは、26年9月の供用開始で、大体同じぐらい、1万3,000キロぐらい走行しております。もう一台、平成28年の3月から導入しました日産のNV200という車両があるのですけれども、これは現在3,800キロを走行しております。それで、今後ということなのですけれども、埼玉県が水素自動車を購入しました。去年なのですけれども、トヨタのミライとホンダのクラリティだったと思うのですけれども、それを導入しまして、それを市のイベントなどで貸し出しをしてくれることになっております。市としましては、川里フェスティバルのときにもそれを県からお借りしまして、環境課のブースを設けまして、そこで展示をさせていただきまして、そういった新しい技術を来場していただいた皆さんにご紹介をさせていただくということをさせていただきました。ですので、今後かなり高額ですので、すぐに市で水素自動車を導入するというのはなかなか難しいと思います。水素ステーションがどこにあるかということもございまして、すぐに難しいと思うのですけれども、適宜うまく条件が合えば県からまたお借りして、そういったPRをしていきたいというふうに考えております。

（金子）わかりました。

それでは、次、261ページに行きまして、鴻巣・行田地区経営体育成基盤整備事業ということで、これは補正のときにもお聞きしたかと思うのですけれども、その追加ということでちょっと考えますと、補正のときは減額補正されたということでございまして。これの予算の参考資料の中でもございまして、この中で今年度の6つの政策と主な事業ということで、その政策の5の中にもありますけれども、産業に関する施

策ということで994万1,000円というふうな予算立てがされておりますけれども、こちらの言ってみれば、整備するにつままして国の負担割合とか、あと個人の負担割合、そういうものがどうなのかまずお聞きいたします。

(産業振興課長) 県営の鴻巣、行田土地改良事業負担金の関係でございますが、国が50%になります。それで、県が27.5%、それで鴻巣と行田両市で20%、地元が2.5%という形になります。

(金子) 2.5%って、これ個人負担が、地元というのは。

(産業振興課長) 土地改良区設立しまして、その土地改良区の負担金というような形になります。

(金子) そうしますと、土地改良区の負担が2.5と。

(産業振興課長) そうということです。

(金子) そうしますと、個人負担というのは。

(産業振興課長) 結局土地改良区の負担という形で、土地改良区の運営上で集めた中からという形で土地改良区の支出として、県営事業ですので、県のほうに払いますので、その部分が地元負担金と捉え、ただなおかつそれに土地改良区の運営のほうも若干ありますので、一応工事のほうに關しましてはその2.5%ということになります。

(金子) そうしますと、2.5%イコールとなるかわからないですけれども、土地をお持ちの方が大きい、小さいとかの面積に応じて負担しているという形になるかと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

(産業振興課長) 面積によってかかっておりますので、それで結構でございます。

(金子) そうしますと、この整備、非常に農家にとってありがたいことで、今後の農業経営についてもプラスになるのかなと私は個人的には思うのですけれども、いいことなのですけれども、この際この農地を手放したいという方もいらっしゃるのかなと思うのです。そうしますと、そういうものについても市のほうではというよりも、土地改良区のほうかを通じていろいろ検討されるかなと思うのですけれども、そういうふうな農地を手放す方とか、また手放してどうするのか、そういう方がい

らっしゃればそれを今後どういうふうにどこが買ってとか、どこが中心になってまとめるとか、次の土地を有効利用するのかとか、そういうふうな配分とか、いろいろなものが出てくるかと思うのですけれども、そういう点について動きがあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

（産業振興課長）今ちょうど実施しているところなのですけれども、意向調査というのを行っております。それは、まず今後も耕作を続けていきたいのか、農地を手放したいのか、または逆に農地を買いたいのか、そういう調査を行ってございまして、その調査に基づきまして、来年度になりますけれども、換地計画というのをつくることになります。それによって誰がどこの場所になるかとか、どこに集積するかとか、そういうものが決まってくると思います。ただ、アンケートの中で売り手が多過ぎても実際にそこがうまく成立しないものですから、そのときは所有権自体はそのまま、利用権というか、そういうので調整するというのも当然出てこようかなと思います。土地絡んできますので、非常に難しいところなのですけれども、最終的には換地計画というのがつくれませんかという工事のほうに入っていきませんので、場所等がそれで大体決まってくるので、現在はそういう作業をしているところでございます。

（金子）換地計画が決まるまでは、何か今の農家の実情を見るとこの際だからもう手放すよというのが多くなると確かに次の方策ということで成立しないと困ってしまいますけれども。わかりました。そうすると、先ほどにちょっと戻りますけれども、個人の負担割合からするとさっきの改良区では2.5%、ちょっとこだわりますけれども、これについては大きい農家……結構この地域については、定義がないのですけれども、大きい農家、大規模農家とか小さい農家、それともそれこそ2反とか3反とかなような農家が多いのか。農家の規模についてお聞きしたいのですけれども。農家規模です。

（産業振興課長）この2.5という負担の割合なのですけれども、以前川里地域で単独でやっていたときよりも負担割合は減っております。というのは、行田市と今回一緒にという形で行っていますので、行田市が今までやったのが地元負担が低い率だったと、そういう関係で鴻巣、行田の

土地改良区についてはそういう形で決定させていただきました。反当たり、ですから2万5,000円というか、2万5,000円から3万ぐらいの負担というような形になろうかと思えます。事務費というのにかかるのですが、けれども、そういうのを除いて。

(金子) 規模は。

(産業振興課長) この事業で規模という形でどのぐらいの大きさにするのかということだと思いますけれども、3反区が基準というか、そこになるような形で整備を進めていくというような形です。

(金子) わかりました。

次に、265ページの、これは商店街にぎわい促進事業のところの19のところです。商店街街路灯電気料補助金、これにつきまして補助金の補助率と、それと商店街の街路灯LEDかな、にされたかと思うのですが、でも大分LEDの効果ということで電気料も減ってきているとは思いますが、そういうふうなのを含めまして、実態についてちょっとお聞きします。

(産業振興課長) 現在商店街の補助として14団体、14商店街といえますかに補助を出しております。LED化確かに進んできておりまして、ただしLED化によって電気料が下がりますので、その分は補助金のほうも下げるような形で対応しております。今現在商店街街路灯電気の補助金といたしまして、5,000円出しているものが207基、スイッチがあって設置分ということで、これが144基、これはスイッチがあることによって電気料が少なくなるというので0.5という形で2,500円というような形、またLEDにつきましても電気料がかからないということで半額の2,500円というような形の補助になっております。

以上でございます。

(金子) 最後に、私の気持ちをちょっと、271ページの花かおりPR推進事業の中の委託料、これの町なかの花装飾とか管理委託料ということで、これここ何年かハンギングバスケットですか、町なかをきれいにしてもらうために設置されていると思うのですが、これ町なかということで考えると、さっきの街路灯にしても、ハンギングバスケットにして

も非常に町なかをきれいにということではわかるのですが、これの効果といっても難しいかなと思うのですが、まちの人の反応とか実態とか評価とか、それと私農村部に住んでいますので農村部と比べると非常に町なかって結構明るくされていると、非常にいいイメージがあるということなのではあるのですが、それと比較ではないのですが、これだけ町なかをきれいに装飾されていると、農村部のほうでもいろいろそういうふうな対策とか方策とかするお考えがあるのか、ちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) この町なか花装飾事業につきましては、実際これを行っているところは鴻巣駅西口の駅前広場と、それとあと吹上駅の北口の花明かり、支柱を挟むような形で花を飾っているのですが、この2カ所に実際充てているところなのです。実はこの事業に関しましては、以前平成二十五、六年だったかな、そのころに国の緊急雇用の事業に乗かってやった事業なのです。それが終了した後、市の単独でということでは始めたのですが、当初は中山道ですとか、そういったところに飾りたいということではあったのですが、なかなか県道でやはり県のほうの許可もおりないとか、そういった事情がありまして、たしかフラワー通りとかもやったようなのですが、あそこはちょっと人通りがどうなのかなというところがありまして、効果的になかなか難しいということもありまして、人が集まる場所となるとやっぱり駅ということになりますので、今のところは鴻巣駅と吹上駅というところで実施しているところでございます。実際吹上駅に関しましては、自分も通勤で利用はしているのですが、一応委託していますフラワーピースの話によりますと、やはり花明かりはすごく評判がよくて、本当にきれいなので、作業をしていると交番のお巡りさんとかがいると手伝ってくれたりとか、あるいはお店の人がお茶を持ってきてくれたりとか、そういったことでコミュニケーション上もすごく役立っているような話を聞いております。今後農村地区にという話になるのですが、先ほど申し上げましたようになかなか費用対効果の面ですとか、農村ですと割と緑も豊かな場所ということにもなるかと思

ますので、この事業での拡張ということは考えていないところでございます。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、歳入のほうから質問させていただきます。19ページ、款1市税の目1の個人、節の2の滞納繰越金の部分で前年度よりも1,840万低い7,270万円になった部分と、目2の法人のほうの節2滞納繰り越し分、こちらの法人のほうの前年度より90万少ない120万円になったというその2点に関して内容をお聞きいたします。

(収税対策室対策室長) お答えいたします。

昨年は9,110万円が滞納繰り越し分の予算額でございまして、法人のほうで210万円ということで先ほど委員さんがおっしゃられた減額幅となっておりますけれども、全体的なものからお話ししなくてはいけないかなということで、ことしの滞納繰り越し分の予算額が1億4,220万が、これが全部の滞納繰り越し分の合計なのです。それで、昨年度が1億7,200万ということで約3,000万ぐらい減額となっているわけなのですけれども、そこには昨日もちょっとご説明の中ではあったと思うのですけれども、過去からの収入未済額が平成22年度をピークにいたしましてずっと徴収のほうに力を入れてきたという結果、収入未済額のほうで、これから若干、端数はカットして申し上げますけれども、収入未済額の推移を言わせていただきます。平成22年度におきましては、一番ピークで10億5,000万ぐらい収入未済額がありました。一般会計です。国保は含んでいません。それで、その翌年、23年度が10億4,000万、ここは1,000万ぐらいしか減っていないのですけれども。その後二十……先ほど一番最初は21年度です。ごめんなさい。21、22で今回が23年度、これが9億1,000万円、それで24年度が8億8,000万円、25年度が8億4,000万円、26年度が7億7,000万円、それで昨年度、27年度が6億4,000万円、今年度の最終的な28年度の収入未済額の見込みなのですけれども、約5億8,000万円ぐらいになるのではないかと予測しております。それゆえに過大に見積もってしまうと歳入欠陥になってしまうおそれがありますので、若干徴収率のほうも甘目に見まして、それで計上させていただいているわけなの

ですけれども、ご参考までですからいい機会ですので徴収率のほうも言わさせていただきますけれども、先ほどの21年度の、これ現年分と滞納繰り越し分の合計なのですけれども、21年度が92.9でした。22年度がちょっと落ちてまして92.8、23年度が93.2、24年度が93.7、25年度が94.1、26年度が94.6、27年度が95.5ということで、今年度の見込みが96.5は若干超えるのではないかとこのところまで来ております。それで、先ほど委員さんのご質問ありました、まず個人の住民税なのですけれども、これは埼玉県が全国の都道府県の徴収率ランキングでペコッーなのです。そこからなかなか脱せないということで、県のほうもかなり個人県民税対策課とか、そういうところを上田知事がつくりまして徴収を強化しようということで県税とタイアップしまして、向こうは個人県民税ですけれども、かなり徴収に力を入れているということで、相互派遣といいますか、昨年度と今年度うちのほうからも1人若手の職員を送り込みまして、半年間実際に研修をやってきてもらったり、大分県のほうがやっきになって、何とかペコスリーとかペコフォーとかになりたいというような形で今力を入れていまして、それとあと前にもお話は一回してあるかなと思うのですけれども、県下一斉の特別徴収一斉指定ということで事業所さんのほうに住民税は特別徴収でお願いしたいということで、26年度が約2,500社ぐらい特別徴収に協力を新たに、住民税をお給料から引くような形で協力をしてくれて、昨年度が400社ぐらい、ですから合計2,900社ぐらいが住民税をお給料のほうから引いてくれるようになりまして、それで今まで住民税を特別徴収していない会社というのは、やはり滞納者の方が多かったのです。それで、そういうところが協力してくれることによって住民税をお給料からきちんと毎月12回払いで天引きをしてくれるようになりましたので、昔からの滞納者の方の滞納どまり、いわゆるふえなくなってきました。大体それで会社にお勧めすると、社会保険ですので、国保の方も若干いますけれども、社会保険なので、住民税さえきちんと払ってあれば、あとは固定資産税持っている人、軽自動車持っている人ありますけれども、その辺はふえなくなってきた、過去の税金にその余った部分を回せるというような我々としてはいい形に

なっている状況がありまして、住民税のほうはかなり徴収率も伸びてきているというふうな現状があります。それと、法人につきましてはもともとそんなに滞納繰り越し分があったわけではないので、今年度の調定額が今のところ約1,100万円なのですけれども、そのうち今年度は法人が1社、350万ぐらい精算が確定しまして、その辺の滞納繰り越し分が入ってきましたので、今徴収率にすると62.5になっていまして、収入未済額が今400万ぐらいになっています。ですので、さすがに徴収率を通常だと毎年20%ぐらいなので、ここまで滞納繰り越し分が法人も入ってくるとは思わなかったのですけれども、入ってきているものですから、この120万円ちょっと危ないかなと思っているのですけれども、その分は努力目標で頑張らせていただけるかなというところでの額を上げさせていただきました。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、今までの県との協力もとの徴収が非常に成功したということで、95%個人の徴収のほうで達成すると100点満点に近い状況だとは思っておるのですが、そうしますと平成29年度においては新たな徴収の模索はこれといって考えられない状況ですか。

(収税対策室対策室長) 今年度新たにいわゆる滞納者の方の……だんだん少なくなってきていますので、だんだんそこそこまで皆さんの状況も見れるようになってきた。それに合わせて、やはり悪質な方もふわっと浮かび上がってくるわけです。そうすると、どうするかというと、先ほど菅野委員のお話もありましたけれども、全く納付意欲のない方については、最終的には会社にお勤めであれば給与に手をつけるしかないのです。県からの指導もありまして、ことしは給与のほうの差し押さえを強化してくれという指示がございまして、うちのほうでも今のところ今年度37人給与の差し押さえに着手をさせていただいています。今まで一回も窓口に来てお顔も拝見したことがない方が相当会社から言われて、行ってこいということでこちらの窓口に見せるようになりまして、それでいろんな状況、生活状況を聞きまして、先ほど申し上げた最低の給与の差し押さえが幾らできるよという金額より話し合いのもとに承諾書

をいただきまして、月これぐらいならできるといふようなところで折り合いをつけまして給与の差し押さえをさせていただいて、ことしはかなり給与のほうの効果が上がっていると。それと、もう一点は今まで県内とか市内とか臨宅徴収とか行っておりましたが、やはり効果が薄いといふことで、最近では銀行のほうも大分理解をしてくれまして、郵送による差し押さえといふようなことも協力してくれるようになりました。ですので、こちらから職員が当日開店前に行って、それで開店を待って差し押さえしていたものが遠くの都内とか、そういう銀行もメガバンクを中心にかなり協力してくれるようになりましたので、郵送で送ってその当日に押さえていただくと、預金があれば見送るといふような形で、その辺の協力もかなりありますので、市外の滞納者についてはかなりそれで効果を発揮しているといふような現状でございます。

以上でございます。

(羽鳥) わかりました。悪質な滞納のほうはよくわかったのですが、そうしますと滞納者の顔がよく見えているといふことは、善意のある滞納者という言葉は適切でないかもしれないのですが、払いたくても払えない、そういう滞納者の方も実際出てくると思ふのです。その方たちへの納税相談という形は、どのように来年度とられるかをお聞きいたします。

(収税対策室対策室長) まず、現年度なるべく滞納していただかないように、何とか現年度のほうの徴収率も上げるように、今いろいろとPRもしているわけなのですけれども、窓口に来られて切実な状況とかその辺をお話しされる方については……ただむやみやたらに減免とかそういったわけにはいきませんので、やはりこれについては新しくできた申請による換価の猶予だとか納税猶予だとか、その辺をお話しして一度持ち帰って検討していただく。ただ、前もお話ししましたがけれども、そういう申請をするとなると全てを見せていただかないとこちらは許可するわけにはいきませんので、そうなってくると、税務署さんなんかもよく言っています、1年前に導入したものですから、税務署さんのほうがいろいろ実績がありますので、そこまでになってしまうとなかなか申請を渋ってしまう人が多いといふような話があるのですけれども、うちのほうで

はまだ一回も申請はないのですけれども、今2人検討をして今月いっぱいぐらいにどうするか決めてくるというのもありまして、ですからなるべくとにかく払えない方については何とか払える範囲の中で、それで新しい年度も出てきてしまいますので、また4月以降になりますと、なるべく現年の部分はきちんと納めていただいて、翌年に備えてもらう。無理であれば少しずつでも分納をしていただくように、やはり延滞金の率も前々から申し上げているようにかなり高率になっています。ですので、その辺のところもしっかりお話をして、大体いつぐらいになってしまうと幾らぐらいになるよというふうなお話も交えながら、きちんと納税の対応をさせていただいていくつもりでございます。

以上でございます。

（羽鳥） それでは、時間も差し迫ってきたので、29ページのほうをお願いします。下のほうの節が農業使用料のほうで、一番下の自動販売機等設置使用料なのですが、これは農園のほうと、あと農研センターのほうに置いてあるというのですが、何カ所、どの場所に置いてあるのかをまずお聞きいたしたいと思います。

（産業振興課長） まず、市民農園のほうなのですけれども、市民農園の建物の外が1カ所と建物内、管理棟内に1カ所ございます。それと、農業研修センターですけれども、和室に近いほうですか、ちょうど中庭がありまして1周できるわけですけれども、和室に近いところに1台設置してあります。自動販売機です。その設置費用です。

（羽鳥） そうしますと、それぞれの場所で設置使用料って違うのでしょうか。それをお聞きいたします。

（産業振興課長） 今ここに27年の実績で申しわけないのですけれども、まず市民農園の管理棟内が5万2,000円ほどで管理棟外、外のほうだと4万1,000円、川里農業研修センターが2万6,000円というような形になっております。その場所につきましては、それぞれ場所の面積とか、そういうので計算して出しているというような形になります。

（羽鳥） それでは、37ページのほうをお願いいたします。下のほうの節1の農業費補助金なのですが、農地活用促進事業費の補助金が300万円出

ておるのですが、これの算出根拠はどのようなのかお聞きをいたします。

(産業振興課長) まず、これの算出根拠でございますけれども、300万の補助として積算しまして、補助率としては10分の10という形になります。この制度は、新規の貸し付け、要は集積です。今まで農業委員会を通して貸し借りをしていたものの部分ではなくて、今まで自作していた方が農地中間管理機構を活用して新たに貸した場合という形で、それ掛ける5万円というような単価になります。それで、おおむねどのぐらい新規であるかなというところで積算しておりまして、今回は農地集積というか、そういうのを図ろうとしている団体、北根のほうと吹上地域のほうでもう一カ所あるのですけれども、その集積を考えているところのおおむねの面積というか、それを出しまして、これ実際やってみないとわからないところなのですけれども、そういう積算で300万という形。昨年在りしか1,000万の予算という形で、あくまで新規集積ということになりますので、一回貸してしまうとそこにはそのお金は入りませんので、だんだん縮小と言っては変なのですけれども、新規の貸し借りがなくなると予算的にはなくなっていってしまうのかなという形になります。

(羽鳥) そうしますと、この300万円の国庫補助は1件につき5万円出るのでしょうか。それとも、あくまでも面積ですか。

(産業振興課長) 市に振り込まれるのが5万円という形です。新規集積分のそれで積算するのですけれども、それを市のほうは集積協力金とか、そういう形で、あとは完全に営農をやめてしまった人とか、そういうのを市のほうで決めるような形で指導されていまして、結局は例えば300万なら300万を協力者とかそういう方に割り振っているような形にしていくものになります。ちなみに、昨年度と今年度でこれの金額的なものは変わってきております。また、来年度もそういう形で歳入が限られますので、その中で皆さんにうまく配分できるような形でやっていくと。県のほうからも市町村が決めることだよと言われておりますので。

(羽鳥) そうしますと、今年度と来年度、全く補助の額も違うし、これはあくまでも市町村から予算要望して補助がおりてくるのではなくて、国からトップダウンで補助が勝手に決まってくるという理解をせざるを

得ないのでしょうか。

（産業振興課長）新規集積、実際に振興公社を通して、農地中間管理機構を通して貸し借りが成立して、それが新規のものであればそれを市が申請するわけなのです。だから、その面積が確定すれば交付金の額も決定するということになりますので。

（羽鳥）では、時間がないので。

では、51ページ、款15の県支出金の一番上のところの節1の総務管理費委託金のほうで、地域人権啓発活動活性化事業の委託金があるのですが、4校の学校に出るというわけなのですが、来年度はどちらの学校にこの委託金が払われるのか。それと、その事業内容、それをちょっと確認させていただきたいと思います。

（やさしさ支援課長）29年度につきましては、箕田小学校、鴻巣北小学校、吹上小学校、広田小学校の4校を予定しております。それで、事業内容といたしましては花の苗と、それからプランター、土だとか、そういった材料費、それに充てるものです。これが人権の花運動になりますけれども、ですから学校によっては花壇に植えたり、あるいはプランターを用意してプランターに植えたりということになります。

（羽鳥）これは毎年恒例の事業だとは思っておるのですが、前回もお聞きしたのですが、この事業を通していかに人権啓発を促していくかというのが大事だと、前回も同じような質問をしたのですが、その点について改めてまたお聞きをいたします。

（やさしさ支援課長）花を植え育てることによって命の大切さを学んでもらう、人をいたわる心、優しさと思いやりの心を育てたいと、こういうことで説明をさせていただいております。

以上です。

（羽鳥）では次に、その下の節2徴収費の委託金のほうで、個人県民税徴収事務取扱費の委託金があるのですが、これは前年度より240万円アップの1億8,239万8,000円というふうな説明を聞いたのですが、個人の市民税はほとんど横ばいだと思うのです。これでなぜ委託費のほうが上がっているのかがわからないので、そこをお聞きいたします。

(収税対策室対策室長) この個人県民税徴収事務取扱費委託金というのは、埼玉県税条例というのがございまして、これで納税義務者1人当たり3,000円という単価があります。それで、例えば国が大がかりに何か住民税のシステムに大きな改正があったとか、そういうことがあった場合には3,300円になったりとか、そういったこともあります。ただ、ここ近年はずっと3,000円で推移をしております。それで、その3,000円に何を掛けるかという納税義務者数を掛けますので、隣にいる市民税課のほうから納税義務者数の予測をいただきまして、それに単価を乗じているというような形になります。それと、あとオプション的に市民税課のほうで過年度の還付、いわゆるさかのぼって税務署さんに申告をして、それで医療費控除だとか、いろんなそういう申告をした部分を市民税課のほうで23節のほうで還付を出しているのですけれども、その還付を出している中には県民税も含まれているのです。ですので、その部分を県民税の部分だけ除いてこちらに計上して、あわせて県からいただいているという形になります。ですので、税収の増減とは余り関係はちょっとリンクしていない部分もありまして、そんな感じで毎年計上して、ちなみに参考ですけれども、昨年、27年度に県のほうに県民税として鴻巣市からお支払いした税額は約43億円になります。43億円を徴収した結果、これは言い方は悪いですが、お手当てではないですけれども、それはこの金額だけということになります。ですから、事務取扱費委託金というような名称になってございます。

以上でございます。

(羽鳥) 確認、2つなのですが、前年度分が今年度に来ると、今年度分が来年度という委託金なのでしょうか。

(収税対策室対策室長) 5月交付分というのは、前年度の10月から3月までの実績を5月にもらいます。4月から9月までの分を11月交付という形でいただきます。

以上です。

(羽鳥) それでは、53ページお願いいたします。上の節1の土地、建物貸付収入の一番下のところの土地貸付料、これ自販機1台分4,000円とあ

りますが、これについて料金のほうが非常に安いというふうに印象があるのですが、その点についてご説明いただきたいと思います。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）これは、代替地、中山道に面した、駅前通りを来て中山道の信号の右側のところに設置してある自販機なのですけれども、固定資産税をもとにしてそこから割り返して土地の貸付料を定めているというところで4,000円ということなのですけれども。

（羽鳥）と申しますのも29ページでお聞きしたのですが、市民農園とか農研センターのほうは高いところでは年に5万2,000円、それと比較しますとこの4,000円というのは異常な額だというふうに理解しておるのですが、その点についてお聞きいたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）これは、あくまでも土地の貸付料でございまして、電気料等が入っていないということです。

以上でございます。

（羽鳥）そうしますと、電気料など、そういうのを含めると6万円以上になってしまうわけなのでしょうか、想定としては。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）あくまでも土地の貸し付けの契約でしか結んでおりませんので、実際この業者が電気料を幾ら払っているかというところまではちょっと把握はしてございません。

以上でございます。

（羽鳥）では、確認ですがあくまでも固定資産税に基づいて適切な算出根拠があるというふうに理解してよろしいのですね。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

（羽鳥）それでは、57ページのほうで款20の諸収入のほうで、節1の延滞金、こちらのほうが市税延滞金が前年度より200万円多い2,500万円で、利率のほうは0.1%ダウンしているという説明だったのですが、上がった理由についてお聞きいたします。

（収税対策室対策室長）この延滞金の率につきましては、0.1下がっておりますが、これはあくまでも毎年毎年率が変わるのですけれども、この0.1最近下がった部分というのはこの延滞金にはほぼほぼ影響はしな

いのです。やはり過去からの滞納者の方の、だから14.6%の時代もあれば、それは納期限から一月目以降ですけれども、9.2だったり、9.1だったりとなったのはまだ26年度からですので、本当にまだ影響が出てきていない部分がありまして、これは何度もお話ししているのですが、水ものなので予測がつきにくい部分がかかなりありまして、ちなみに今年度は実はもう4,000万円超えているのです。今年度の歳入になっている実績は。ですけれども、こればかりは予測がつかないので、昨年が3,700万円くらいだったと思うのです。ずっと3,500とか3,200とかと、そんな推移なのですけれども、やはり徴収率に連動してくる部分がかかなりございまして、今回は実績とかけ離れている部分もありまして200万円を増額させていただいたというところでございます。

以上でございます。

（羽鳥） それでは次に、その一番下の節1の過料なのですが、2,000円、これは路上喫煙の過料だというふうに説明を受けたわけなのですが、来年度から3駅が今度対象になりますよね。3駅周辺が。それを考えますと2,000円ということは科目存置ではないというふうに理解するわけなのですが、実際に過料を取る覚悟があるのかをまずお聞きいたします。

（環境課長） お答えいたします。

鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例というのがございまして、その中でこの過料は決まっていますけれども、過料になるためにまずは指導して、禁止行為、決まっているところで路上喫煙をしてはいけないとかポイ捨てをしてはいけない、その禁止行為をやった場合にまず指導があります。指導してもだめな場合は勧告、勧告してもだめな場合は命令です。その命令に違反した場合に初めて過料になるのですけれども、それはもちろん同じ人でなくてはなりませんので、同じ人が同じ場所で指導、勧告、命令というのは現実的にはなかなかないと思います。そういったことから、この過料は条例をつくるに当たって命令に違反した場合は過料まであるのですよという、そういう意味合いのほうが強いというふうに考えておりますので、現実的には3駅に広げますけれども、現在までも路上喫煙禁止区域を指

定してから過料を適用した事例はございませんので、ここを拡大しても過料を取るということは想定はしておりませんので、まずはマナーの向上ということを推進してまいりたいと思います。

以上です。

（羽鳥）あくまでも4段階あるということで、なかなか適用は難しいというふうに理解したわけなのですが、あえて言いますと2,000円という科目存置でない数値があったものですから、何らかの意思があるのかというふうに理解したのですが、それを最後お聞きいたします。

（環境課長）お答えいたします。

先ほどの説明でちょっと不足していたのですけれども、過料の額が2,000円になっております。その関係で2,000円を計上させていただきました。

以上です。

（羽鳥）それでは、59ページのほうで款20の諸収入のほうで節1、保健衛生費の受託事業収入の中の空き地雑草措置受託事業の収入なのですが、132万3,000円出ているのですが、先ほどの質問者のほうの説明をお聞きしていて、約1万平米の受託事業の収入だというふうに理解をさせてもらっているのですが、それで間違いないでしょうか。

（環境課長）お答えいたします。

26年度が9,800平米、27年度が1万790平米、28年度がおよそ9,100平米ですので、今ご質問のとおりおよそ1万平米という理解でいいと思います。以上です。

（羽鳥）そうしますと、雑草の措置ということで民間業者のほうとどれぐらい料金体系が違うのか、どのように把握されているのかをお聞きいたします。

（環境課長）お答えいたします。

まずは空き地の所有者または管理者はその空き地が適正な状態になるように管理しなければならない、まずはみずから管理しなければならないというふうになっておりますので、まずは自分で刈り取りを行うとか、ご自分でどこか業者を探してやっていただくとか、そういうことがまず

最初に必要なことです。それでも業者さんが見つからないとか、そういうことであれば市の委託制度がございましてということで紹介しております。このようなこともございまして、現在は民間で幾らぐらいでそういう業務を行っているかというのは把握してございません。以上です。

(羽鳥) それでは、61ページのほうで節2の雑入のほうの下の方から3分の1ぐらいのところに入紙、県証紙の売りさばき料があるのですが、これパスポートセンターのほうでの売りさばき料だと思っておりますが、来年度何人分を予定しているのか、それをお聞きいたします。

(市民課長) 来年度の見込みですが、10年物というか、10年パスポートが1,400人分、それと5年パスポートが950人分、それと子どもと記載事項変更というのがございまして、子どものパスポートが6,000円になります。そちらを200人分見ております。

(羽鳥) これパスポートセンターが開設してから年々やはり少なくな見積もっておるのでしょうか。初年度の場合、開設時補正を組んだのを非常に印象に残っているのです。余りにも多く見積もってしまったがゆえに極端な補正があったのを私ちょっと印象に残ったものですから、その点においてせつかく鴻巣市にあるパスポートセンターですので、しっかり存続してほしいという意思のもと、発行のほうはある程度の数をしっかりと維持していただきたいという考えのもとにお聞きいたします。

(市民課長) 開設25年度につきましては、前歴がないということで見込みがつきづらかったというのがあると思います。多く見積もってしまったというところはあるのですが、もう開設して3年もたちますので、ほぼほぼその辺は落ちついてきているのですが、昨年テロの影響で若干減ったというのがございまして減額補正をさせていただきました。ですので、今年度は持ち越しておりますので、今年度の実績に基づきながらこの人数を見込んでおります。ですので、ほぼほぼこれでいくと思っております。

(羽鳥) そうしますと、この人数を維持できればパスポートセンターの存続は安心できるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(市民課長) 存続ということで申し上げますと、県のほうから移譲されている部分ですので、逆に実施する市町村がふえている状態です。今度熊谷市も熊谷のパスポートセンターを閉めて、熊谷市がそちらの事務をやることになりましたので、存続をしていく予定でおります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 49 分)



(開議 午後 零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(環境課長) 午前中金子委員さんからアライグマ捕獲の地区別の頭数ということでご質問いただきましたが、お答えできなかつたので、今からお答えさせていただきます。

平成27年度が合計で69頭なのですが、鴻巣地域が45頭、吹上地域が16頭、川里地域が8頭でございます。この中で本町1丁目ですとか赤見台ですとか、それから新宿1丁目、南1丁目、この辺の住宅地にも捕獲の例がございました。また、あわせまして鴻巣地域全部で45頭なのですが、そのうち滝馬室地区が16頭、原馬室地区が11頭でございます、かなり馬室地区が捕獲の状況が多いというふうになっております。

以上です。

(委員長) ご了承願います。字句その他の整理については委員長に一任願います。

(羽鳥) それでは、127ページをお願いいたします。ここにおいてコンビニ交付システム構築事業、あと一番下にコンビニ交付事業がございますので、まとめてお聞きしたいのですが、これ10月1日から開始されるそうなのですが、市内においてのコンビニエンスストアは何店舗ぐらいあるのでしょうか。それと、導入するに当たっての交付においての問題点、難しい点があればお聞きいたします。

(市民課長) 市内のコンビニ店数なのですが、平成28年7月現在の調べによりますとセブンイレブンが18店、ファミリーマートが5店、

ローソンが7店、セーブオンが2店、サンクスが1店となっております。コンビニ交付に向けての問題点ということでご質問をいただきましたが、まず基本的にはマイナンバーカードの普及が問題になってくると思います。所持していないと当然交付のサービスも利用できませんので。あとは、コンビニ交付が始まったということをどのように周知していくかということも一つ課題になってくるかと思えます。それと、システムの関係でいいますとセキュリティーの安全性、そういったところも課題としてされておりましたが、それについては地方公共団体情報システム機構のほうで全国発行サーバーを持っていますので、そちらでセキュリティーの対策のほうはかなり厳重にとられておりましたし、市で構築いたしますコンビニ交付システムのサーバーにつきましてもいろいろな安全対策はとっております。さらに、コンビニ交付をした証明書についても偽造とか改ざんとかができないような仕組みもとられておりますし、マイナンバーカードを利用するのですが、マイナンバー自体は利用いたしません。ですので、カードの利用者証明という部分のICチップに入っております4情報を利用して取得をするようになっておりますので、暗証番号も必要になることから成り済まし防止等もとられているということで、その辺はシステムの構築については特に問題点はなさそうなのですが、やはり周知とマイナンバーカードの普及が一番の課題かと思っております。

以上です。

(羽鳥) 最初市内のコンビニ数を聞いたのですが、メジャーなコンビニが、メジャーというか、非常に皆さんがよく知っている3大か4大かわからないですけれども、セブンイレブンを初め、そういう大きなコンビニはいいのですが、よくわからない名称のコンビニエンスストアもあるわけなのです。それどのあたりまで交付の事業が進むのかがなかなかちよっと見えてこないのです。私もいろんなところに視察で、コンビニ交付も勉強に行ったのですが、全国に行くと本当にこれは小売店かコンビニというお店なのかわからないようなお店があるわけなのです。そのあたりをどういうふうにくくっておるのか、把握されているのかがわからない

のが1点と、あと民間の企業なものですから、それぞれの認識の違いもあるのかなと思うのです。それは、ただ機械を置けば完全に安全を初め、ハードは成立するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(市民課長) 小さな小売店かコンビニかという、わからないという区分もございしますが、まずコンビニ交付に参加しているコンビニエンスストアというのがございまして、今言った大手、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、そういったところは当然のことながら、地方のほうでもイオンリテール、セイコーマート、それからAコープ、国分グロースチェーンとかいろいろございます。小さなところを言いますと。ただ、そういったところも参加はしております。というのが端末自体、マルチコピー機なのですが、リコーとシャープと富士ゼロックスが3社でつくってございまして、その3社とコンビニで、本部になるのですけれども、契約をいたしまして導入していると。最近なのですが、実はミニストップが入っていなかったのです。ところが、この1月からミニストップもリコーと契約をいたしまして、順次店舗のほうに導入している状況でございます。ということでよろしいでしょうか。

(羽鳥) それでは、時間が大事なので、227ページをお願いいたします。227ページの下の方の環境教育事業なのですが、説明のほうでもカヌーやトトロの森のほうの事業だということなのですが、例年同じような事業をされているのは聞いておるのですが、事業内容についてまた改めてお聞きをいたします。

(環境課長) お答えいたします。環境教育事業の内容ということでございますが、カヌー環境教室というのが大きく1つやっております。これは、もうずっと継続でやっております、26年度は25人、27年度が42人、28年度が22人と、これは継続的に参加もいただいております。もう一本、環境教室ということでトトロの森に自然環境を学ぶというテーマでお客様を募って、所沢の狭山丘陵に行って専門家のガイドにガイドしてもらって自然活動を学ぶという事業を26、27年度でやっております。そのトトロの森の参加者が26年度が15名、27年度が9名ということで減ってきてしまったので、何とかもう

少し皆さんに関心を持っていただいで参加していただこうということで、ちょっと趣向を変えまして、28年度はエコツアーリズムということで飯能の森で駿河台大学で所有している里山を手を入れて管理をしているというところで、やはり専門家がガイドしてくれて自然保護活動を学ぶことができるというものがありましたので、そこに行きました。そこは里山の管理で発生したつるですとか草ですとか、そういったものを使って、時期的にも11月ごろ行ったと思うのですけれども、クリスマスリースをみんなでそれを使ってつくったりとか、間伐材を使ったりですとか、見学の最中に採取したキノコなんかを使ってピザを自分たちで焼いてそれを食べると、そういったような新しいことも取り入れてやりました。ところが、ちょっと周知もなかなかうまくできませんで、結果的には参加者が7名ということで、キャンセルもあったのですけれども、減ってしまった状況です。このようなことから、カヌー環境教室はずっと継続していきたいのですけれども、もう一本は中身をどんなものかいいかというのをいろいろ模索しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥） ちょっと時間の都合上でまとめてお聞きするのですが、それぞれの講師の方、どういう方がされているのかという点と、あと63ページのほうに環境教育の受講者負担金が20名分、4万円計上していますよね。それは、どちらのほうの計上か、ちょっと私わからないので、それぞれをお聞きいたします。

（環境課長） まず、講師の方はまずカヌー環境教室は元荒川の榎戸堰を中心に活動しております地元のカップの会という会がありまして、その会に対して講師の謝礼を支払っております。トトロの森に自然保護活動を学ぶにつきましては、トトロの森のそこを管理している団体がありまして、里山なんかを民有地を買い取ってその保全をしている団体があるのですけれども、その団体の専門のガイドです。その方をお願いをして講師謝礼を払っております。それから、歳入のほうの環境教育事業の受講者負担金でございますが、これは参加者いただいたものを先ほ

どのトトロの森に自然保護活動を学ぶ、こちらの講師の謝礼に充てております。

以上です。

(羽鳥) それでは、229ページ、真ん中あたりなのですが、蛍光灯型LED導入事業なのですが、このLEDの導入計画としては今来年度においてはどのあたりまで達成されるのか、導入率についてお聞きいたします。それとともに、実際の節電効果どれほどあったかをお聞きいたします。

(環境課長) まず、導入の計画なのですがけれども、当初の計画が29年度までとなっておりますので、29年度をもって当初の計画が終了する予定であります。29年度は鴻巣保健センター186本、吹上保健センター170本でございます。

導入の効果でございますが、全体でこの計画で本庁舎を初めLEDの導入をしたのですがけれども、28年度までで合計で5,652本交換いたしました。それによって削減できるCO₂の量が1年間で127トンとなっております。ちなみに、電気料につきましてはその交換によりまして1年間で約450万円の削減になっております。

以上です。

(羽鳥) それでは、231ページをお願いします。ちょうど真ん中のところのエコチェンジポイント鴻巣事業、新規事業ですのでその説明をお聞きいたします。

(環境課長) お答えいたします。

この事業は、市民の皆さんに環境に興味を持っていただいて、いろんな環境の活動に参加していただくということを目的とする事業でございます。まず市民の人に参加してもらう活動が3つあります。そのうちの一番大きな柱の一つはエコチェックのサマー、ウインターというのがございます。これは、節電に取り組んでいただいて、昨年同月に比べてどれだけ電気使用量を削減できたかというものでございます。その削減できたキロワット数に応じてポイントをつけます。それが1つです。もう一つは、鴻巣市が実施する環境活動に参加していただくということでございます。これは、例えば緑のカーテンコンテストですとか野鳥観察会

ですとか先ほどのカヌー環境教室ですとかトトロの森のような事業で、市が実施します環境活動とにかく参加していただくということです。参加していただくと、その人数に応じてポイントがたまります。3つ目は、春と秋に行っておりますクリーン鴻巣市民運動に参加していただいて、前年よりもどれだけ参加人数がふえたかという数字に応じましてやはりポイントがつきます。このポイントというのは、普通個人につくものですが、この事業につきましては鴻巣市全体にたまるような仕組みになっております。鴻巣市民が皆さんがそういった取り組みをやっていただくことによって、鴻巣市全体にポイントがたまります。そのポイントに応じまして、抽せんでこのとり伝説米をプレゼントいたします。さらに、そのこのとり伝説米を調達する原資に環境にやさしいまちづくり基金に寄附をしていただいたその寄附金からそれを使います。それをすることによって、寄附をする人と鴻巣の市民と鴻巣市が全体でありまして、うまくその中で取り組みが循環するような、そういった考え方になっております。その取り組みによりまして、鴻巣市民ですとか鴻巣市の事業者の方に環境に関する活動に参加してもらおう方をふやしたいということでございます。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、部署が違ってしまいかもしれないのですが、自治会とか企業関係の働きかけというのが非常に重要になりますよね。それは、担当課のほうからどのようにやられているのでしょうか。

（環境課長）この事業を始める前に、今までエコライフデーというのをずっとやっていたのですが、そのエコライフデーがある一定の状態に市民の間で定着したということで、そろそろ違うことを考えようではないかということで、これはそもそもスタートした事業でございますので、その辺のエコライフデーのときに市民の皆さんに周知していた方法をまた継続できるものは継続して、今おっしゃられたような自治会の皆さんですとか企業の皆さんには参加を呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) 来年度、平成29年度が初めての年ということでいろいろあると思いますが、しっかりその後検証していただいて、発展した事業にしてほしいと思います。

では、235ページ、上のほうの環境基本計画改定事業があるのですが、その中の環境基本計画改定業務委託料があるのですが、この計画はどのような点に主眼を置いて計画を立てられるのか、それをお聞きいたします。

(環境課長) お答えいたします。

まず、現行の環境基本計画が策定してから5年経過いたしましたので、見直しの時期に来ているということでございまして、今回の改定の一番大きな点というのは今までなかったのですが、平成22年2月に新エネルギービジョンというのを策定したのですが、以前議会の一般質問で取り上げていただきまして、新エネルギービジョンの進捗の管理ですとか進行の状態がどうなっているかというようなご質問をいただきまして、その対応といたしまして環境基本計画で一度整理をして、新エネルギービジョンが今後も続けるもの、これは時代が変わってしまったので、もうこれはできないということで見送るものというふうに仕分けをしまして、どのように新エネルギービジョンを進めていったらいいかというのをこの環境基本計画の中で一旦整理をする予定をしております。それ以外につきましては、社会情勢の変化ですとか、そういったことに合わせまして改定を行うということでございます。

以上です。

(羽鳥) 今の説明で十分理解しました。

それでは、243ページ、可燃不燃ごみ収集運搬事業の中の13委託料の中の災害廃棄物処理基本計画策定業務委託料があるのですが、この災害廃棄物というのはどのようなものを想定してこの計画を立てられるのかをお聞きいたします。

(環境課長) お答えいたします。

この計画で想定するのは、地震ですとか、それから風水害、それと雪害、それを想定して策定いたします。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、基本計画のほうは完成年度はいつになるのでしょうか。

(環境課長) 平成29年度中に完成させる予定でございます。

(羽鳥) これは、あくまでも本市だけの災害の廃棄物の処理の計画なのでしょうか。それとも、近隣もしくは他県の場合も受け入れて処理できるような計画なのでしょうか。

(環境課長) お答えいたします。

これは、本市だけの計画でございます。

以上です。

(羽鳥) わかりました。

では、257ページお願いいたします。上からですが、園芸作物生産支援事業の中の19負担金、補助金及び交付金の中で梨栽培環境保全推進事業補助金が出ておるのですが、こちらの中、どのような形での補助金なのかをお聞きいたします。

(産業振興課長) これにつきましては、園芸作物団体が農薬の共同購入とか研修会、これを開催し、果樹作物の栽培環境を整え、特産物の普及を図るための補助金となっております。

(羽鳥) 平成28年度において、埼玉県のほうで戦略作物としてたしか米と梨を提案していると思うのです。両方で200万円の予算が県のほうについておったのですが、非常に梨というのが、日本の梨、世界においてもなかなか魅力のある果物だということらしいのですが、そういう点において今鴻巣市も梨農家なかなか存続が厳しい時代に入ってきておりますので、それを盛り上げるためにも何らかの方策というのは執行部のほうで考えられているかどうかをお聞きいたします。

(産業振興課長) 議員ご指摘のように、梨組合、イチゴとか柿とかいろいろあるのですけれども、それぞれの団体が実は高齢化というような関係で非常に縮小してきております。梨につきましては、常光果樹組合が18人と笠原が2人、鴻巣果樹園芸組合が5人という形で、この梨だけがどうかとっては申しわけないのですけれども、ある程度の組合活動としてやっております。非常に厳しい状況の中で、議員ご指摘のように

梨に関しましては好評というか、常光梨については有名なのですけれども、片や現場サイドでいうとやはり後継者の問題というのは出てきて、非常に厳しい状況になっていると思っております。

（羽鳥）私も川里の人間なのですが、川里にも梨農家はたくさんおったのですが、今は残念ながらもう崩壊してしまったという状況なのですが、川里時代私も同僚の議員さんで梨農家の方がいらしたのです。その方に聞いて私びっくりしたのですが、梨農家の方、農薬散布年に二十数回やるというふうに私聞いておったのです。それだから農家のほうにとっても非常に体に悪いと、それで体力的にも参ってしまうのだという話を聞いておったのですが、その点農薬の補助だということなのですが、減農薬とか何か新たな……農家にも、また生産物にとってもよい方向に今いっておるのかどうかをお聞きいたします。

（産業振興課長）園芸作物団体のほうでは、もちろん総会等で私もちょっと出席させていただきました。新しい農薬というか、できるだけ低農薬というか、影響がなくて虫とかには効果があるもの、こういうものの導入とかというのを検討しておるようでございます。

（羽鳥）ちょっと私の記憶が定かでないのですが、多分給食にも地元の梨出されていると思うのです。そういう点においてもやはり地産地消のメリットを生かした上での安全な食として低農薬とか、安全な生産をしているということを力を入れていけるように、執行部のほうからも指導をよろしくお願いいたしたいと思えます。

それで関連するのですが、2つ下のところで特別栽培認証事業なのですが、19負担金、補助及び交付金です。うまい米づくり推進事業補助金というのがあるのですが、これはまずもってこうのとり伝説米のことをいうのでしょうか。それに対する補助金なのでしょうか。

（産業振興課長）これにつきましては、農協が主体となって展示圃、試しのというか、稲の播種をいつして、いつ植えつけをして、いつ消毒をしてとか、そういう形で農薬はこれを使ってやってみるとどうかというような形で展示圃を設置し、生産及び品種構成の改善を図り、うまくて売れる米づくりをとすることを推進しております、農協の活動に対し

ての補助金となっております。そういうことです。

(羽鳥) ちょっと関連になってしまうかもしれないのですが、鴻巣でお米といったらやはり今特筆するのはこのとり伝説米ということになると思うのですが、このとり伝説米として認められる基準というのがありましたよね。私がちょっと記憶にあるのは、粒の大きさが大きい、玄米で1.9ミリのグレーダーを通さない大粒のものを選定するということがあったと思うのですが、そのほかにもいろいろ諸条件があるわけですよ。

(産業振興課長) まず、栽培の方法といたしまして品種としては彩のかがやきでやっております。これを無農薬ではなく低農薬で栽培することになります。玄米たんぱく質含有量が6%以下が目標というような形になっておりますが、こういう形であと委員さんご指摘の玄米のふるい目は1.9ミリという形で聞いております。通常が1.8ミリということでございます。

(羽鳥) そうしますと、先ほど言ったように1.9ミリ以上ですよ。大きさが。

(産業振興課長) ふるいに残るという形ですから、そういうことになります。

(羽鳥) ちょっと私もある会合で少し試供品というか、200ミリぐらいもらったのですが、一見したところ、私も農家の息子なので感じたのですが、粒が小さいのです。これを見たときに私すぐ思いついたのが北川辺のミルキー米なのです。北川辺の米は非常においしいという、ブランド米なのですが、あれも粒が小さいのです。品質的にちょっと特殊なコシヒカリなのです。それと同じようなものを彩のかがやき、このとり伝説米は共通したものなのかな、何なのだろうと私も思ったものですから、あえてグレーダーを使って1.9ミリ以上を選定しているという売り文句の割には逆の印象を実物を見て感じたものですから、そこをお聞きいたします。

(産業振興課長) この米、このとり伝説米につきましては埼玉県認証特別栽培米という形で対象農薬及び化学肥料及び通常栽培の使用回

数、消毒の量を5割以上削減して栽培され、埼玉県の県産物認証制度で認証された米という形になります。それで、先ほどのグレーダーによる玄米のふるい目というのが1.9ミリという形で認証を受けているものとなっております。

(羽鳥) そうしますと、まず玄米でグレーダーを通すから大きさがそのときは大きかったと、それが精米したことによって小さくなってしまったというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

(産業振興課長) この伝説米の栽培というか、規格的なものがグレーダーに関しましては先ほど申し上げましたとおり玄米という形で、精米に関しましては精米の仕方と言っては申しわけないのですが、それによって若干変わってくるのはあるかとは思いますが、規格としてはこれだという形です。

(羽鳥) もう一度確認なのですが、精米もお酒つくるときみたいに上白でしろとか、そういうわけではなくて、普通の精米ですよ。御飯として食べるわけですから、当然普通精米ですよ。それをちょっとあえて確認させてもらいます。

(産業振興課長) 精米の方法に関しましてはここにはないのですけれども、通常の精米だとは認識しております。

(羽鳥) あと、このこうのとりの伝説米というブランドですよ、今。これブランド登録をしているのですか。それとも、あくまでも埼玉県の認証特別米ということで、これが通ったからブランド化したというふうに理解すればいいのでしょうか。

(産業振興課長) このお米につきましては、平成19年にこのとりの伝説米として商標登録をJA鴻巣市がしております。それで、JA鴻巣市の特別栽培米部会が設立され、そこで栽培されているものとなっております。

(羽鳥) それでは次に、261ページをお願いいたします。一番上のほうの多面的機能支払交付金事業なのですが、こちらのほう14地区が来年度、平成29年度手を挙げられているそうなのですが、この14地区において交付金事業なのですが、2種類ありますよね。農地維持支払交付金、また

資源向上支払交付金、それぞれどのような形で受けられているかをお聞きいたします。

（産業振興課長）活動組織といたしましては、14団体ということになります。農地維持支払交付金につきましては14組織、全部でございます。それと、委員さんご指摘の2つというのが実は資源向上支払交付金というのが2つに分かれます。共同作業と長寿命化というような形に分かれます。資源向上支払交付金が6組織、長寿命化です……共同のほうになります。済みません。それで、同じ資源向上支払交付金の長寿命化も6組織となっております。

（羽鳥）今ちょっと農家の多い農村地帯のほうでいろいろと混沌としているのが、こちらの多面的機能支払交付金事業に手を挙げるべきか、それとも今までどおり用排水路の改修とか、またその下にありますよね。用排水路改修事業と、あと259ページにあります藻刈り、しゅんせつ補助事業、そちらのほうを使うべきか、どちらがいのだろうということではなかなか地元の方は皆さん迷っているのです。その点について、担当課としてはどのようにお考えかをお聞きいたします。

（産業振興課長）藻刈り、しゅんせつにつきましては、メーター単価で市のほうの補助、メーター8円という非常に安価と申しますか支給しておるものでございます。多面的事業をやっている14団体にその藻刈り、しゅんせつはもうそこでダブルで支払うことはございません。そんな中でどちらかということであれば、多面的機能支払交付金のほうは金額も大分大きい金額が出ますので、そちらで活動していただくほうがよいという考え方でおります。

（羽鳥）市町村において事業の計画の認定がされるわけですね。ただ、交付はお金は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということなのですが、計画を市のほうで認めていただいた上で事業の対象になった場合、なかなか国のお金が多々入っているものですから、使われ方やより厳しく追及されなくてはいけない、チェックされなければいけないと思うのですが、市からのチェックというのはあるのでしょうか。

（産業振興課長）まず、県のほうの指導というような形で年1回経理と

うか、そういう指導がございます。市のほうには計画に基づいて実施した報告書というのを3月になってから出していただいております、お金の伝票チェック等は県の検査のときにやっているというのは聞いております。領収書自体は地元が管理すると、団体がという形になっております。市のほうで14団体もありまして、伝票1個1個のチェックはなかなか難しいところですが、全体的な歳入歳出の合計等、そういう分類等についてはチェックをしておるところでございます。

(羽鳥) やはり鴻巣市はまだまだ農村地帯というか、農村地域が結構残っている市ではないかと私は思っておりますが、そうしますと自治会単位でこういう形で環境保全という形で農地を守っていくという多面的機能支払交付金事業は非常に有効に使える事業ではないかというふうに理解しておりますが、これは自主防災を比較にして出しては失礼なのですが、あのようにどんどん、どんどん使ってくださいよと、地域で非常に有利な条件ですからということで推奨することができる魅力ある事業かというふうに理解しておりますが、そういう感覚は担当課としてはないのでしょうか。

(産業振興課長) まず、認証というか申請をする書類等の作成、年間計画ですか、年間というか、基本的には5年間の計画を立てて、それを執行していくという形で結構事務的負担が出てきてしまうのかなという考え方ではおります。その点がちょっと農家の方に積極的にというのがなかなか、事務的なものがちょっと障害にはなっているのかなという気がしております。

以上です。

(羽鳥) わかりました。

それでは、269ページの真ん中あたりの花と音楽の館かわさと管理運営事業についてお聞きいたします。13委託料、花と音楽の館かわさと指定管理料についてお聞きいたします。平成28年度にリニューアルオープンをされまして、新たに地域食材ふれあい工房や地場産センター、あと新たにローズガーデン、ローズオーナーガーデン制度ができ上がったわけなのですが、これによってどれほどの人が集まる来訪効果があったかをお

聞きいたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）ただいまのご質問にお答え申し上げます。

最新の集計で、ことし、平成29年の2月現在で4月からの総来館者数は9万7,857名ということで、前年同月と比較しますと1万700人の増となっております。このペースでいきますと、年度末には昨年よりも約1万3,000人ほど多い来館者数になるものと見込まれます。特にただいま開催中のびっくりひな祭りの関係が大分好調なようで、これも前年同月に比べますと3,500人ほどふえていますので、かなり今回のリニューアルの効果が出てきているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

（羽鳥）予想以上に、花久の里でき上がりました、鴻巣市の迎賓館として有効に使われておるなというふうに感じておるのですが、体制としては27年から28年度になって指定管理者のほうの人員配置も相当変わってきたのでしょうか。それをお聞きいたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）実際指定管理料が拡張によりまして500万円ほど増加になりました、それに伴って中での園を管理するための職員の数とか、そういったものもふえております。具体的には館長1名と、あと常勤1名、そのほかに庭等の管理をするパートの方たちがおりまして、そういったところで管理を進めていく中でございますけれども、あわせまして採択をしまして、造園業者による管理等も入っているような状況でございます。

以上でございます。

（羽鳥）リニューアルオープンにおいて、また新たにできた施設として会議室などもあったわけなのですが、この稼働状況なんかどうなのでしょう。おおむねで結構なので。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）済みません。28年度の稼働状況は、ちょっとまだ手元に、今資料がないので、後でお答えしたいと思います。

（羽鳥）会議室のほうは長屋門を使った会議室とかいろいろあったものですから、非常にああいう利用の仕方でのどのような稼働があるのか、そ

れが私もちょっと心配だったものですから、そのほかがこれほどの人が来てくれるところはなかなか近隣市町村でもないいいほうの例だと思っておりますので、引き続き努力をいただけるように執行部のほうからもご指導をしてほしいと、背中を押してほしいと思っております。

それでは、最後に271ページの一番最後のところの観光振興事業なのですが、11需用費の中の印刷製本費、パンフレットをつくるということなのですが、何部ぐらいつくられて、どのようなところに配布をされるのかをお聞きいたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）この観光振興事業費の印刷製本費につきましても、「観光こうのす」の印刷製本に充てている部分でございます。これにつきましても、観光協会と、あと市のほうで印刷を分けまして、市のほうの分が40万円程度で印刷のほうを行っているというような形になっております。そのほかにまずは「観光こうのす」が3万部で2期分、それとあとそのほかのものとしましては川幅うどんマップが1万部、あと中山道歴史マップが2,000部というようなことを29年度は見込んでおります。

以上でございます。

（どこら辺に配布をするかの声あり）

（環境経済部参事兼観光戦略課長）配布は市内の公共施設、それと当然観光協会、それとあと市役所等でも配布をしております。

以上です。

（羽鳥）これは、やっぱり改めて観光戦略課長という重々しい名称がついた課長にお聞きするのですが、どのようにして鴻巣市に来てもらうか、一生懸命市内の住民の方に言うのもいいのですが、やはり市外からいかに鴻巣市に来てもらうかと、そういうためにパンフレットって配布すると思っております。その策が全くないのでしょうか。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）実際他市の交流事業とかに積極的に鴻巣市でも参加をしながら、イベント等のPRを進めているところでございます。例えば沼田市ですとか上田市等のイベントに参加したりですとか、あとは近隣の吉見町ですとか北本等のイベントにも参加しており

ますし、あと上尾、深谷等にも参加しております。それと、きょう午前中にもちょっとお話ししたのですけれども、実は昼休み中に正式に上野駅でのキャンペーンについてゴーサインが出たという通知が入りまして、5月15日に上野駅で花まつりに向けたキャンペーンを行えることになったという状況でございます。

以上でございます。

(羽鳥) 大変すばらしい結果が出てよかったと思うのですが、私も今提案しようと思ったのが鴻巣は東京から50キロ圏内ですよ。毎日毎日皆さんサラリーマンとして駅を使われて、大変疲れた仕事が終わった後に駅を歩いて、東京駅とか上野駅、池袋とか、そういう大きな駅を通っていますと、そういう疲れたところに行くとパンフレットが置いてあるのです。それで、きれいなあでやかなひな人形の写真があると結構目に入ります。それを癒やしに行ってみようか。たった電車で1時間。中途半端に近くないと、適度に1時間という距離があつてすぐに行けると、そういう利便性というのは鴻巣市のメリットだと私は思っておるのです。それをまず努力して、そういう東京周辺の人間を鴻巣市に呼び込む。それができれば、その次は2020年のオリンピックに向けて、今度は外国人をどんどん、どんどん東京だけでなく埼玉県の鴻巣市に引き寄せるといふ手法をぜひとも観光戦略課のほうでとっていただきたいと思っておりますので、その点について最後意気込みをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 最後の東京オリンピックに向けてということがございましたけれども、これにつきましては実は県のほうから観光協会に対して鴻巣は人形産業がありますので、こういったものを外国人に非常にアピールできるということで、そういった外国人向けに人形制作の工場等を見学できないかということで打診が来ているという話は聞いております。ただ、受け入れ側の体制もございまして、その辺受け入れるためには調整が必要ではないかというところがございます。実は先日オリンピック絡みで中南米の大使さんたちが鴻巣に来ていただきまして、その中で花久の里に初め行ってもらったような感じなのですけれども、花久の里のほうでひな祭りの飾りがちょうど終わった直

後だったもので、非常に皆さん興味深くごらんになっていて、喜んでいらしたという印象が持てました。ですから、ああいった人形というものはなかなか外国にはないような人形ですので、そういった意味では今後鴻巣の人形産業そのものが海外に向けてPRして、少しでも鴻巣のひな人形が海外に向けて発信できればというふうには考えております。

以上でございます。

(大塚) あらかじめこんなことがわからないので、説明を用意してくださいというお願いはしておいたのですが、既に答弁があったものもありますので、半分ほどにはしよって進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ページを申し上げます。111ページ、やさしさ支援課のかかわる未来議会であります。先ほど菅野委員からも質問がありまして、未来議会のあり方について子どもたちの本音が出るような形で今後すべきという指摘もありました。私が気になっているのは、その中の消耗品です。これは、説明では対象者への記念品を購入するというふうに理解をしておりますが、果たして購入した記念品、子どもたちの要望に沿ったものなのか、それとも一般的な形でこちらが選んでいるのか、具体的にどんなものを購入しているのかについて伺います。

(やさしさ支援課長) 未来議会の記念品ということでございますが、私どものほうで実用性を考えて、生徒さんがすぐに使えるものということで、平成27、28年度におきましては同様なものということで、黒と赤のボールペンと、それからシャープペンが一体化したもの、1本のもの、それを用意させてもらいまして、記念品としてお配りいたしました。以上でございます。

(大塚) 差し上げた後喜んでいてということで理解してよろしいのか、そこら辺は調査はされているのでしょうか。もし今後あれば、ある程度金額も定め、範囲があるのですが、子どもたちが本当に欲しいもの、参加してよかったな、もらってよかったなというようなものも含めて検討できれば、私はそのほうが効果があると思うのですが、調査をしているかどうかということと今後について何かあれば伺います。

（やさしさ支援課長）改めて参加者に調査はしておりませんが、何分にも限られた予算という中で非常に苦しい選択なのです、正直な話。本来であればもう少し高価なものを上げてもいいのかなというふうには考えておるのですけれども、その辺予算との関係がありまして、何とか許していただいているというふうな状況でございます。

以上です。

（大塚）参加者にやる気を持っていただく、そのためには多少おいしく見えるあめをぶら下げるというのも方法かなと思いますので、ご検討を願いたいと思います。

続きまして、113ページ、同じやさしさ支援課のかかわる男女共同参画推進事業についてです。この中で集いがあるということで、負担金は65万円、金額的には昨年と同額であります。65万円はあくまでも負担金だということになると、事業全体の事業費というのが当然あるわけで、その総額が幾らぐらいなのか。また、本来男女共同事業というのは年々幅を持たせて広がっていくべき事業だと思っておりますが、参加者への呼びかけ、あるいは参加者をふやすための呼びかけ、具体策があればどんなことを予定しているのか、してきたのかを伺います。

（やさしさ支援課長）まず初めに、全体の事業費ということでございますけれども、このす男女共同のつどいの運営につきましてはこのす男女共同のつどい実行委員会、こちらを組織していただいております、その費用負担については前年度からの繰越金、残った分、それからこの負担金、これで賄っております。平成28年度については、まだ会計処理が済んでおりませんので、平成27年度分で申し上げますと事業費総額といたしましては67万9,800円でございます。非常に限られた予算の中で実行委員の皆さんにやりくりをいただいているのが現状でございます。

次に、参加者への呼びかけについてはということでございますけれども、「広報このす」、市ホームページへの掲載、それからポスター掲示、チラシの配布、そういったことをするとともに、市内小中学校のPTAの皆さん、民生委員・主任児童委員協議会への呼びかけ、それから市議

会議員の皆さん、各小中学校長、それから男女共同参画審議会委員の皆さんなどへの案内状の送付をさせていただきまして、あるいはまた実行委員さんから口コミによる一人でも多くの方に参加していただくように働きかけをいたしまして、市民の意識改革を促すことで男女共同参画社会の実現に向け取り組んでおる状況でございます。

以上です。

(大塚)今具体的に参加者への呼びかけをされてきたわけですがけれども、その効果は十分あったという認識でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(やさしさ支援課長)例年500人から600人の参加者を得ているところなのでありますが、今年度というか、この間開催しましたところ、会場の状況を見ましたら最近男性の方がふえてきたかなということを印象に残ったのです。これまでの反省というのが、女性の方は参加していただいているのですが、なかなか男性の協力が得られないということがちょっと気になっておりました、反省会でも私もそういう発言をしていたのですが、今回は男性の方の姿が大分見受けられ、よくなったなというふうな印象を持った次第でございます。

以上です。

(大塚)次の質問へ参ります。

121ページ、資産税課の担当であります固定資産税、都市計画税賦課事業であります。この中に印刷製本費が計上されております。前年までの決算額、予算額との比較でいきますと、おおむねことしの予算額が半分の計上になっています。印刷製本費ですので、何を印刷しているのか、またそれは毎年繰り返し行っているのか。印刷物ですので、余る可能性もあると思うのですが、それらについて実際にはどういう予定で進んでいるのかを伺います。

(市民部副部長兼資産税課長)まず、この印刷製本費につきましては主な内容といたしまして納税通知書、同封するお知らせ文書、以前は償却申告書、口座振替依頼書等の印刷が主なものとなっておりますが、大幅に予算減、前年に比べて47万6,000円本年度は減になってはいますが、こ

これは償却資産の申告書を29年度より情報システム課で一括予算計上という形で処理、これは鴻巣がシステム改修というか、入れかえをしたときに各納付書であるとかというのは当初印刷のときは全て原課で予算を組んで印刷していたのですけれども、それを両毛システムズになったときに翌年から一括情報システムのほうで発注するような形になって、償却資産のほうは1年おくれということで前年に印刷して申告してもらいますので、ちょっとその予算のタイミングで28年も計上になっていましたので、その分が大きく変更になったことと、あとは在庫数等を見て調整をして発注をしておりますので、このような予算減と。余りがあるのかということにつきましては、常に在庫状況を確認しまして、予算組みと発注の枚数というのは若干違う部分が出ております。

以上でございます。

（大塚）関連して、ちょっと市民部長さんに伺いたいのですけれども、今使っているシステムの関係で使えるものは共有して使うのだという、大ざっぱな言い方をするとランニングコストを圧縮できるものはしていこうというふうに私は聞こえてきたのですが、今後ほかのことについても今の説明のように共有できるものについては、圧縮できるものについてはしていく、実はこの予算書にもあるのですが、例えば毎年のように郵券料が莫大にかかっているところとかあるのです。そういうところも私はできればコンパクトにできるのであればするべきだなと思いますが、その可能性というのはあるのかないのか。もし議論しているのであれば伺いたいのですが。

（市民部長）ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には納税通知書の発行時期等もちょっと異なっている部分がありますので、そちらにつきましてもしも一緒に同封できるものですか一緒に発注できるものがあれば当然経費の圧縮に努めていきたいと思っております。現在の状況では、今までと同様な取り扱いになると思っております。以上でございます。

（大塚）わかりました。

続いて、123ページ、収税対策室でかかわっております口座振替について

です。多分昨年の予算のときでしたか、ここ数年の口座振替率の推移を伺ってあります。確認をしますが、25年度については39.5%、翌年26年が43.8、27年は44.4、すなわち口座振替率が上がってきているという数字だったと思います。今回予算計上はしてありますけれども、今後の考え方、捉え方、口座振替に関してどのように捉えて予算計上に至ったのか、その点を伺います。

（収税対策室対策室長）お答えいたします。

口座振替の今後の考え方についてなのですが、まずコンビニ納付が平成23年に導入されて以来、ちょっと口座振替率については鈍化傾向で、それでもここ最近また少し伸びてきているところなのですが、ただうちの収税対策室の目標としてはやはり50%は超えたいなという考えもありまして、前にもお話ししたかと思いますが、ペイジーの口座振替受け付けサービス、要はキャッシュカードをスキミングして口座振替の申し込みができてしまうようなもの、それとあと今最近昨年ぐらいから出てきましたパソコンやスマホでウェブで口座申し込みができるというような、まだ1社なのですが、クロネコヤマトが始めたものがありまして、ただまだちょっとコスト的に500万円を超えてしまうようなコストがかかってしまいますので、ほかの業者が参入してきたりとか、コストが削減できるような、少しこなれてから、この辺をやはり導入を考えていきたいと今のところ考えております。それで、今のシステムについては桶川のほうが今導入に向けて準備中ということで聞いています。

以上です。

（大塚）口座振替は手間要らずで非常にわかりやすい流れになるはずなのですが、ただ1つ残念なことに口座振替をするにはその口座に残がないと実行できないので、そこら辺は必ずしも口座振替率が高いからいいということにはならないと私は思っていますが、今後に期待をしたいと思います。

続きまして、ページでいうと119ページあたりにも載っているのですが、税の賦課徴収についてです。本来税の賦課徴収をやる前の段階で何が必

要かという、それぞれ個人個人が正しい申告をしないと始まらないわけです。ちょうど2月の中旬から3月の今月の半ばまでが確定申告の時期、人によっては年末調整という方もいるでしょうけれども、ちょうど時期なものですから、まず最初にできたら日にちを追って場所が変わっておりますけれども、吹上支所、川里支所でも確定申告を実施していると思いますので、その様子がわかれば現場の声としてまず伺いたいのですが、いかがでしょうか。

（吹上支所副支所長）吹上支所では、2月の28日から昨日の3月の6日まで吹上支所の隣の吹上生涯学習センターで確定申告の受け付けが行われておりました。期間中は朝早くからお客様もいらっしゃってまして、待っている様子がうかがうことができました。そして、隣の施設なので混雑状況の詳しいことはちょっとわからない部分はあるのですが、こちらの吹上支所の市民グループでは税関係を扱っておりますので、そちらではお客様が大変ふえておりまして、待っている方もたくさんいらっしゃいました。あとは駐輪場も臨時的駐輪場をつくりまして、自転車の整理をしました。そのぐらいでしょうか。あとは駐車場もいつもより大分一日中混んでおりました。以上でございます。

（川里支所副支所長）川里地域では、2月の23日と24日の2日間川里管内の川里生涯学習センターにおきまして確定申告、市県民税の申告受け付けが行われました。その状況でございますが、当日は川里地域の皆様の申告相談に対応するために職員が交代で駐車場の整理に当たることといたしました。また、あわせまして駐車場につきまして川里管内の駐車場、来客用が80台ぐらいあるのですが、それを最初からあけておいて確保するとともに、予備としまして広田地域内のJAの跡地を駐車場として借用するというので確保しておきました。受け付け開始は当日9時からだったのですが、8時前から皆様いらっしゃって、2日間とも受け付け開始の9時前には支所の駐車場がほぼ満車の状態となって、9時ごろには我々も大変恐縮ですが、JAの駐車場のほうに回ってもらえないかと、そういったようなご案内をするような状態でした。

た。また、当然平日でしたので、支所へ用足しに、住民票の交付であったり福祉の相談に来る方もいらっしゃいましたので、終日駐車場は混雑することとなりました。私も外に出て駐車場の整理をしたのですが、駐車場の混雑は結局受け付けの終わる3時過ぎまでずっとほぼ満車の状態が続いておりました。自分の申告を終えて出てきた人に、聞きやすい人にどうでしたかと聞いてみたのですが、実際お昼を挟んで3時間から4時間ぐらいかかるという声を何人も聞きました。お客様から大変ご不便をおかけするような状況だったと思います。

以上です。

（大塚）たまたま川里会場のときに私もちょこっとだけ様子を見に行っただけなのですが、やはり込んでいたというのは私も感じました。やはり市民へのサービスということを考えると、確定申告自体は本来は待ち時間なくスムーズにいったほうがよろしいとは思いますが、そうはいっても時間的、人的なある程度の幅というか、懐がないとできないというのも理解をしております。ことしはもう間もなく期間が終わるのですが、当然29年度の予算の中でそういったことも考慮しなくてはならない、対応すべきかなと思いますので、本課の市民税担当のほうで次回の確定申告に向けてできれば支所を含めた移動でやるところ、そこら辺のバランスなり調整を図っていただきながら市民サービスの向上に努めるようなそういったことが可能かどうか、検討ということでその点についてはいかがでしょうか。

（市民税課長）お答えいたします。

最近の動向なのでありますが、例えば上尾22万都市になっておりますけれども、大体確定申告の初日で250人ぐらい、税務署でも約600人ぐらいの規模で来客が見えているということを伺っております。それにつきまして、鴻巣市のほうでは地理的な条件がかなり上尾税務署から遠い、一番外れだということを考えましたところ、市のほうでは番号札を配付した数が初日で383名、そのほかに市民税の申告も同じ場所で受けます。なおかつ自分で書き上がった申告書をお持ちになる方もおります。そうしますと、初日で632名、上尾税務署とほぼ同数の数が来客しておるわけで

ございます。来客している方を減らすということはなかなか難しい。中では税務署へ行ったほうが早く終わるよという方も中にはいらっしゃいます。ですから、その点でもそういうアナウンスはするのですが、なかなか行ってもらえないという状態が現在続いております。それで、今後市の申告窓口に来る方が減るかと言われますとなかなか地理的条件からかなり厳しいのと、今後会社等をリタイアされまして確定申告をなさる方が機械、パソコン等でやる方が逆に減ってくるのかな。そうすると、窓口に来る方が逆にふえるのかな、そういうジレンマな状態もあります。その中で申告を早く終わらせるためには、例えば医療費控除であれば資料を事前にまとめておいてもらう、事業取得であれば収支内訳書を事前に作成しておいてもらう。そうしますと申告はスムーズに進みますので、早く終わる。その辺の申告の中で皆様に指導しながら、そういうことを皆さんがやっていただけることによって申告も待ち時間も減りますよという形でやっておりますので、今後ともそのように指導をしながら待ち時間を減らしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（大塚）申告に関しては、本来は電子申告に全部切りかえていただければとても早いというのは皆さんわかっていると思うのです。ただ、そこまでやるには段取りが大変だということのも多分感じている方も多いと思います。一つこれからの課題ということなのですが、申告の時期が来ました、この会場で何時からやりますよだけではではなくて、もう少し丁寧に、今のお話の事前準備については何か違う表現の仕方でわかりやすくしていただくと混雑の緩和につながるのではないかなと私は思っています。また1年後ですけれども、ぜひ準備をしていただいて市民サービスにつながるようなことに期待をしたいと思います。

続きまして、125ページ、市民課であります。住基台帳や戸籍の関係であります、取り扱いの中身であります。実際に住基台帳なり戸籍に関しては当然例えば異動した、あるいは変更した、あるいは修正をかけた等々、そういったことをするために窓口に来られる方もいるわけですが、よく出てくる人が聞いて人がする作業なので、やはりマニュアル

といたしますか、間違えないための手順というのも当然必要だし、理解をされていると思うのですけれども、具体的にそれら進める中で確認事項ですとか注意点というのがあればどんな形でやっているか、それを伺います。

（市民課長） それでは、住民基本台帳と戸籍についての確認事項、注意点、手順及びそういったやり方のご説明をさせていただきます。

住基につきましては、3段階というか、分担制にしておりまして、受け付けの担当と異動内容を入力する担当と、それと最終的に窓口で処理が終わった後の説明をする者、全て違う人間がやっております。受け付けにおきましては、まずは成り済まし不正等の防止のための本人確認を厳格にやっているというのがあります。当然ですが、写真入りの公的身分証明書、免許証であるとかパスポート、そういったものをご提示いただいております。そういったものを持っていらっしゃらない方、実はマイナンバーカードを持っていればそれで済むのですが、それもないという場合には健康保険証は皆さんお持ちですので、まずそれを1点、そのほかにもう一点お願いしております。そのほかのもう一点というのも4情報のうちの住所、氏名、生年月日、それと性別、4情報のうちの2情報が入ったものをご提示いただいで確認しております。そういったことで本人確認を厳格に行った後、今回のマイナンバーの制度の導入によりましてマイナンバーの手續状況を確認させていただいております。それがワークヤード、入力の方の担当に回るのですが、入力の際は当然他業務に住基全てを使っておりますので、かなり影響を及ぼすこと、それと全国とつながっている住基ネットにも連携されておりますので、ミスのないよう、当たり前なのですが、一字一句確認しながら入力をいたします。その入力して登録する一歩手前に違う職員が入力内容を確認いたします。それで、ミスのないことを確認した上で登録をさせていただいて、お客様に異動の完了を説明いたしまして、他業務に案内をするという形になっております。戸籍のほうもございまして、戸籍は4パターンありまして、受け付けから受理事務、それから入力、そして審査がございまして、戸籍については、やはり成り済まし等もありますので、本

人確認は当たり前なのですが、法令上の受理要件に合っているかどうか、これを注意しております。あと不受理が申し出がされていないかも確認をさせております。受け取っていいものかどうかを確認します。その後本籍地、住所地と連携をとりまして、その場で連絡をとって確認事項を確認して、入力に委託に今しておりますので、委託の業者のほうに回します。納品は当日ないしは翌日には納品になりますので、その内容を職員が確認いたしまして間違いがないかどうか、特に文字、はねから長さ、そういったものまで全て確認をいたしまして審査という形になります。それを結果を記載というのですけれども、記載がされたもので証明が出せる状態になる。その処理が終わった後、法務局への報告があるということになります。

以上です。

（大塚）住基台帳にしても、戸籍にしても最初の段階では受け付けということですがけれども、本人確認も本人にというか、当人によってはスムーズな方もそうでない方もいると思うのですが、1年間の中で何件受け付けるかは伺いませんが、窓口でもめたというのは当然ゼロではないと私は思うのですけれども、頻繁に起きているのか、それほど起きていないのか、その点だけもしわかればお伺いします。

（市民課長）さまざまな多種多様な手続がありますが、まず本人確認の部分では免許証とパスポートを持っていらっしやらない方のもう一点がかなり困難な状態でお持ちでない方が多数いらっしやって、きょうは手続ができないのかということでもかなりもめることもあります。そこは嚴重にお願いしてもう一度出直していただくという方法をとっておりますし、マイナンバーに関して受け取りたくないという人もいらっしやいますし、見たこともないという人については通知カード、マイナンバーカードのご案内をするということでご理解をいただいている状態なのですが、戸籍についてはちょっと込み入ったトラブルもございまして。そういったものも個々に相談、カウンターに座っていただいて相談を受け付けて対処しておりますので、特に目立ったトラブル等はございません。以上です。

(大塚) かなりページが飛びますが、231ページ、環境課、住宅用新エネ、省エネ機器設置についてであります。これは、補助金ということで金額が400万円計上されておりますが、私の記憶ですと400万円に到達した段階で締め切るということでここ数年やっているのではないかなと思うのですが、到達するということは希望者がそれだけいるということだと思います。ことしも400万の計上ですが、何らかの算出根拠があって出されているわけですけれども、例えば補助がそこに含まれていてもいなくても、もし市民の方から希望が多ければ、当初予算が400万でも今後途中でふやすとか、市民に対して何かアプローチできるような受け皿というのが数年の実績を見ているとやっていなさそうなので、それができるかどうか、その点はいかがでしょうか。当初予算なので、今から補正組みますというのは言いづらいと思うのですけれども、可能性についてちょっと伺いたいと思っております。

(環境課長) お答えいたします。

この新、省エネルギー機器の設置補助事業につきましては、平成28年度につきましては9月中に予算の400万円に到達してしまったというところがございます。それを受けまして、平成29年度はもう少し広い対象の方に補助をさせていただくということで中身を若干見直しをさせていただきまして、もっと長く、もっと多くの方に行き渡るようなことで考えさせていただきました。先ほどのご質問ですが、なくなってしまった場合にまたさらに予算を追加するような考えはということでございますが、現在のところ、過去もやっていないのですけれども、この事業につきましては考えておりません。

以上です。

(大塚) 門を広くということになると、例えば補助する金額をもう少し下げて数をふやすということぐらいしか私にはイメージがないのですが、具体的にはそういうことになるのでしょうか。

(環境課長) お答えいたします。

28年度と29年度を比較しますと、対象から外した機器と新たに対象に加えた機器、また補助の単価を変更したものがございます。まず、なくし

たものはエコキュートの補助をやめました。これは、相当数もう普及しておりまして、国も県も補助をやめております。そのようなことから補助を出さなくてもかなりの確度で市民の方が導入していただけるのではないかとということで補助から除きました。それから、金額を変更したのにつきましては太陽熱のシステムなのですけれども、自然循環型のもは28年度2万円だったものを1万円、それから強制循環型のもは28年度は3万円だったものを1万5,000円に下げさせていただきました。これは、申請の件数が少なかったということで金額を変更いたしました。新たに1つ追加した機種がございまして、それはV2Hという機器なのですけれども、今まで電気自動車にはただ家庭の電気で充電をして、その電気で移動するということだったのですけれども、このシステムは例えば夜間電力の安い電力で夜間電気自動車に充電をして、昼間単価が高いときに電気自動車から逆に電気を使用するというようなことができるシステムでございます。これを使うことによりまして電気のピークシフトを抑えて発電所のシステムを小さくするとか、そういった効果があるのと同時に使用する方も電気代が安く済むとか、電気自動車の普及が進むということでこの機器を新たに導入いたしました。

以上です。

(大塚) わかりました。

次に、ページが243ページから245ページにわたるのですが、いわゆる環境の関係で可燃物、不燃物、さらには資源物を含めてということで、ふだんの市民生活の中で分別を推進しているとは思いますが、実際に可燃、不燃、また資源、その分別の状況について担当課としてはどのように判断をされ、29年度にどんな期待をしているのか、その辺について伺います。

(環境課長) お答えいたします。

まず、ごみの種類ごとにお答えしたほうがいいかと思うのですけれども、まず燃やせるごみにつきましては市民の皆さんのご協力によりましておむね良好な状態を出していただいているというふうに判断しております。今後につきましては、生ごみの水切りですとか包装紙とか菓子箱、

封筒などのいわゆる雑古紙、これを今以上に分別していただくという取り組みを進めていきたいというふうに考えております。平成29年度に配布予定のごみの早見表にもこの辺を周知するために文言をつけ加えさせていただきました。

次に、燃やせないごみについてですけれども、こちらも市民の皆様のご協力によりましておおむね良好な状態であるというふうに判断しております。特に鴻巣市では資源の日に金属類を出せるような分類をしておりますので、金属をきちんと回収しているということから、燃やせないごみの中に金属の混合の比率も非常に低いというふうに判断しております。

次に、資源物でございますが、これは中間処理の業者からきちっとした数値が上がってきてまいります。不純物の割合についてですけれども、瓶と缶につきましては約6.1%、プラスチック製容器包装類は約5.6%、ペットボトルは約6.5%、これが不純物の混合の割合となっております。また、特にペットボトルにつきましてはラベルがきちんと剥がされている、またキャップがきちんと外されているということで鴻巣のペットボトルは非常に評価が高いという状況になっておりますので、資源物につきましても市民の皆様の分類は非常に良好な状態でご協力いただいているというふうに考えております。

今後につきましては、先ほども少し触れましたが、ごみ減量と資源化を進めるために生ごみの水切り、それから燃やせるごみに今混入してしまっている雑古紙類、それを資源としての雑古紙に回していただくということでごみの減量化と資源化を進めたいというふうに考えております。以上です。

（大塚）実は2016年に京都からパリへという話でぴんとくる話はいらっしゃいますか。京都議定書改め、パリ会議ということで残念ながら日本はそのテーブルにのらなかつたわけですがけれども、そこで一様に出たマスコミの報道を見ると日本がのらなかつた理由ではないと思いますが、日本という国は従来昔に比べると物を持ち過ぎています。具体的には電力でいきますと、火力発電に頼り過ぎているところがあって、火力発電

イコールコークスが多いらしいのです。コークスを燃やすとあれだけで炭素の発生量が25%上がってしまうらしいです。ということは、我々は何で暮らしたらいいのと疑問が出てしまうのですが、いずれにしても燃やしていいものと悪いものを明確に分けて、本当の底辺からちゃんと分別をしていくということが将来的には大きなちりが山にならないことにつながるのかなと思っているのです。ぜひ分別についても今後精査をしていただいて、だめな場合はだめと、先ほどあちらのほうから違う日に置いていくと持って行ってくれないのだよという声も聞こえてきましたけれども、私はそのぐらい徹底して皆さんに理解をしていただくというのがある程度までは必要かと思しますので、29年度においても期待をさせていただきます。

続きまして、249ページ、産業振興課の労働支援事業であります。ここで労働相談ということで行っているようですが、12万円の予算計上がされておりますが、相談内容については触れられないかもしれませんが、この相談を受けることによってどんな効果があるということまで理解をすればいいか、それを伺います。

（産業振興課長）お答えいたします。

毎月1回になります。第2木曜日の午後、3時間程度ですが、市民活動センターにおいて、まず予約をいただいた市民からの労働契約、保健、賃金などの労働に関するさまざまな相談を受けております。謝礼として1回1万円という形でお支払いして、12回分で12万円ということになります。相談者は無料相談になっておりますので負担はないのですが、相談者が抱える労働条件等に関するさまざまな問題解決に役立っていると考えております。

以上です。

（大塚）確認ですけれども、これはあくまでも労働相談であって、就労相談とは別という理解でよろしいでしょうか。労働相談といいながら仕事の場所ありませんかと、そういうこともたまにはあるのでしょうか。どうでしょうか。

（産業振興課長）そちらのほうは区分されておりますので、こちらはあ

くまで働いたことによる相談というような形になります。

以上です。

（大塚）わかりました。

同じページであります。技能功労者表彰事業というのがありまして、表彰制度に基づいて行っているはずですが、具体的に表彰を受けた人、被表彰者、その人たちは受けたことによってその後何かの恩恵ですとか何かの効果があるのか。どのように表彰後それを生かしているのか。生かされているのか、それとも生かされていないのか、もしわかればお伺いをします。

（産業振興課長）お答えいたします。

本制度は、平成23年度から開始された事業でありまして、当初は23年が15名、以下24年が5名、25年が8名、26年が5名、27年が3名、本年度が2名という形で減ってきているというような状況になっております。表彰者の効果というかについてでございますが、後進の指導や育成に貢献していただいているものと推察はしております。また、伝統技術という形の継承、そういうものについてもすごく役に立っているというか、励みになっているというふうには感じております。

以上です。

（大塚）「広報かがやき」にもその内容が掲載はされるのです。ただ、一般市民の方が何々にすぐれた方ですとか、何々の能力を持った方というのは見ればわかるのですが、せっかく表彰対象者ですのでなるべく広く、こちら側からすると使い回しができるような活用をしたほうが受けた方も多分理にかなっているのではないかなと思うのです。今後そういった機会があれば、そういった特殊な能力にすぐれた方についてはぜひ広めながら使わせていただく、活用するということも検討をいただければと思います。

大体始めてからもう40分経過したので、済みません、最後の質問になります。最後の質問としては、今現在計画の途中になっております公共施設等総合管理計画の中に出ていたところがありますので、この中身について一部触れたいと思いますが、これはお持ちではないですよ。ざっと

説明しますので。例えばこれが全体で100ページ近くになっているのですけれども、62ページに出ているのが吹上勤青です。続いて、84から85に出ているのが渡内糠田排水機場です。それから、その次に関連する施設として出ているのが64ページに川里にある農業研修センター、それぞれ公共施設という立場で今まさに29年度の中でこれからどうするかという計画を仕上げる段階になっています。1つ気になるところがあります。というのは、例えば吹上の勤労青少年ホーム、ご存じのようにコスモスアリーナと抱き合わせというか、複合の施設になっていまして、ここの検討の結果、利用検討というところに区分けされているのです。それには今のままでいいよではなくて、何か問題があるからそこに分類されてしまっているわけです。よくよく調べると、人口密度というのが出ています。皆さん場所はわかると思うのですけれども、吹上のコスモスアリーナで人口密度に問題がある。また、最初に触れた渡内糠田の排水機場についても用途廃止という結論に至っているのですが、この判定基準の中にバリアフリーが整っていないと書いてあるのです。排水機場を見た方はわかっていると思いますが、バリアフリーかと思いつつ。最後に農業研修センターにおいてもあの場所において利用検討という結論に至っているのですが、ここにも人口密度というのが判断基準に含まれているのです。今お話ししたところは人口密度しかり、バリアフリーしかり、それはしようがないだろうと私は思うのですけれども、これはこういった判断基準を押しなべてしていくと本来の使い方ですとか今後の利活用について本当にこれでいいのかなと私としては疑問なのです。これは課が本来違うので、そうはいっても原課としてどういうふうに捉えているかというのはやりとりは多分以前されているでしょうから、できたら環境経済部長のほうにお伺いしたいのですが、こういった地域性だとか土地柄というのですか、もうやむなくこういう判断しかできない場合もあると思うのですが、そこら辺については今回出されているあくまでも案ですけれども、このまま修正も変更もかけずにこの施設の今後の利用についてということで議論していくのか、それとも、いやいや、待てよと、もう一回よく調査しましょうということでそこら辺は修正とは言いませ

んが、よくチェックしてから改めて検討していくのか、その辺について何か情報があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

（環境経済部長）ただいまいただきました公共施設の総合管理計画で12項目で評価をしたということで、その評価の結果が今おっしゃったような利用検討とか用途廃止ということで、原案が示された中で我々も担当部局のほうには、いや、そんなことはないだろうという提案といえますか、押し返しはしております。まず、渡内機関が災害の対応施設が用途廃止って、これ廃止してしまっって、災害がなくっているならいいけれども、そういった地形上あそこに必要であるわけですから、こういった評価って誤解を招くのではないかというのがあります。また、ご指摘のように吹上勤青、農研センター、これはやっぱりその地区においてまた活性化しようという意義もあるわけで、そこが画一的に人口密度なりハザードマップとかバリアフリーからという評価項目で一概に評価されてはどんなものかということであったのですが、今回は鴻巣市のある公共施設に対して画一的に一通り評価したいと。ただ、その点でまだ考えなくてはならないことは担当部局も十分踏まえているという返事がありましたので、それをどうしていくかというのとはまた今後の問題。一応は画一的な尺度で同じ物差しではかってみたという結果だということで聞いておりますので、そういったところでまた対応していきたいと思っています。

（大塚） 私たちもよほどのことがない限りあと2年間はここにいるわけで、この委員会にいるかどうかは別でここにいるわけで、担当されている皆さんは来月いる方もいない方もいらっしゃるので、施設については十分細かいところまで目を配っていただいて、いろんな判断のもとで最終的に活用、もしくは最悪の場合は廃止もあるのですが、検討いただくようぜひ皆さんの頭の記憶のどこかにとめておいていただきたいというお願いをして、質問を終わりたいと思います。

（加藤） 大分質問が出ているので、私もかなりはしょりまして、半分ぐらい、確認のものが多いです。お答えいただきたいと思います。

まず、91ページです。マイナーポータルの関係です。これは、まさに確

認なのですけれども、マイナンバーカードがある方の特典と、自分で自分のところをチェックできるということでカードを持っている方のみということでもまずよろしいでしょうか。

（市民課長）はい。マイナーポータルは、マイナンバーカードがないとログインはできません。

（加藤）ということは、マイナンバーカードが一定の普及がないと自分の情報を自分でチェックしたいのだけれども、だけれども俺はまだカードを持っていないのだというところで、そういう話が出てくるかと思うのですけれども、その辺の議論というのは今のところあるかないか。

（市民課長）マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上、地域活性化の検討ということで総務省から通知は来ているのですが、その中に3つほど大きな検討課題がございまして、1つがコンビニサービスになります。そのコンビニサービスについては市民課で担当しているのですが、その他のポイント制の地域経済応援とか閲覧サービス、検索サービス、オンライン申請等については企画部のほうで今準備をしておりますので、お答えしかねます。

（加藤）それでは、127ページ、コンビニ交付です。コンビニ交付につきましては、他の委員さんからも話がございましたが、セキュリティー上のことでちょっとだけ気になったので、セキュリティー上のことで仕様などは市民課のほうで管轄しているものか、企画のほうなのか。

（市民課長）システムに関しては、地方公共団体情報システム機構でパッケージとして仕様を固めております。各メーカーがその仕様書に基づいてつくったパッケージを売っているという状態です。

（加藤）マイナンバーのああいって番号については、非常に神経使って、県とか国とかの電子のやりとりというのは閉鎖されたネットワークでやっているわけです。それが今度コンビニということによって、インフラのところでも閉鎖されたネットワークでやっているのかどうかという部分が多分市民の皆さんにとってはどうなっているのかなと気になるところだと思うのですけれども、そこのところも今機構のお話ありましたけれども、そちらがしていて、市としてはそこはしていないということなの

かどうか。

（市民課長）コンビニとJ-LISというか、機構のほうを結んでいるネットワークについても専用回線で外部から遮断されておりますので、その点についてもセキュリティー対策はとられています。

（加藤）わかりました。

231ページです。エコチェンジポイントの事業、これ新規ですけれども、この中でエコチェンジポイントのことをどうのというのではないのですけれども、今回私どもの委員会のみならずこうのとり伝説米がかなりいろんなところで名前が出ております。私ども鴻創会の代表質問でも出たのですけれども、伝説米、伝説米ということでやる一方で、そうすると他の鴻巣で地元でつくっている米のほうマイナス評価になってしまうような、そんな危惧もしているところなのです。なので、いろんな商品というか、今回抽せんでこうのとり伝説米をプレゼントするということがあったのですけれども、ほかの鴻巣の地元の米をプレゼントするとか、伝説米とか云々ではなくて、これはエコチェンジの事業ではないかもしれないですけれども、もしかすると農政のほうなのかもしれないけれども、その辺農政のほうは集約をこれからしていきましよう、それで効率よく農業、稲作を継続できるようにしようということで大くりな形にしていこう、そして効率よくやる。生産されたものがちゃんと売れていく。鴻巣の米として売れていくというところを目指していると思うので、片方だけが目立ち過ぎてしまうとどうかなと思っているのですけれども、その辺見解を伺いたいと思います。

（産業振興課長）先ほどもこうのとり伝説米の話をちょっとさせていたいただきましたが、こちらにつきましては商標登録のほうをJAのほうがしております、そこの特別栽培米部会という形でやっておるところでございます。現在伝説米を作付しているのは5名と聞いております。全体の数量からいけば、伝説米の栽培は先ほど言ったように5名で、3万258キログラムの生産と聞いております。市といたしましては、伝説米に偏っているというつもりではないのですけれども、低農薬という形で作付しておるものですから、全体としてはすごくパーセント的には低いも

ので、ほとんどがそれ以外の通常の彩のかがやきだったりしますので、決してそこに極端に力を入れているというわけでは、農政サイドから見るとそういう形になります。

（加藤）それでは、261ページ、これは多面的機能のところですか。これ1点だけです。確認で261のところ、さっき委員のほうから14団体ありますよと、それで農地維持、あと資源向上それは共同と長寿命化ということで、それで資源の中の共同と長寿命化のところは6団体、6団体。これは6と6というのかぶることというのはいり得るのでしょうか。つまり共同と長寿命化は片方をとると片方はとらないとかと、そういうものなのか、ちょっと整理したいので。

（産業振興課長）先ほどの資源向上のほうの長寿命化、共同作業についてはダブっても大丈夫なものです。全部をもらっている団体もごさいますので、それは大丈夫です。

（加藤）233です。これ関連なかったらお答えなくてもいいのですが、コウノトリの里づくりの農業助成金、これは実は匿名チームなのですが、農政のほうはかかわってはいないですか。特にルールづくりのところ、農政がかかわっているのかどうか、ちょっとこの詳細がわからないものですから、かかわっているかどうかだけで結構ですけれども。

（産業振興課長）担当の中で若干会議のほうに呼ばれている者はいるかと思うのですが、コウノトリ、こちらの事業に積極的にというか、農政課のほうでかかわっていることはないと考えています。

（加藤）それでは、最後いきます。予算案の大綱、これは実は予算書の中で見えてこないの確認です。予算案の大綱の政策5、産業に関する政策の中で鴻巣市創業支援事業計画に基づいてということで、その大綱の中ではその部分だけ読みますけれども、28年の5月に国から認定を受けた鴻巣市創業支援事業計画に基づき、鴻巣市商工会を認定連携機関とし、新規事業を目指す意欲的な起業家を支援しますというところがございまして。これのところが29年度の予算の中ではどの部分に当たるのかなとか、あるいはどういう支援なのかなというところが予算書の中で見え

なかったので、お示しいただければと思います。

（産業振興課長）この創業支援に関しましては、実は商工会のほうに人の派遣というような形で委託業務の全体の商工会補助金の中に入れ込む予定でございましたが、商工会自体がもともと創業支援等の相談を行っておりますので、今までの補助金の中でやってもらうように考えておるところです。支援事業、別枠というような形の予算取りは今回はしておりません。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）先ほど羽鳥議員のお尋ねの花久の里の会議室の状況について、ちょっと今指示をしているのですけれども、まだ返事が来ないのですけれども。申しわけございません。

（委員長）では、後ほど。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）平成29年度鴻巣市一般会計予算について、2点だけで反対討論を行います。詳しくは本会議で行います。

1つは、部落、同和対策について述べます。鴻巣におきましては、16年度当初予算で部落解放団体解散や補助金をやらないということで2団体、120万円の減額になり、本予算では4団体、292万6,000円の予算が計上されています。国の特別対策の終結から14年を経て、社会問題として部落差別は基本的に解決したという到達点で鴻巣でもこの数値になっているわけです。ところが、部落差別永久化法、部落差別解消推進法が昨年12月、自民、公明、民進の賛成により臨時国会で強行採決をされました。恒久法として部落解消の施策や相談、教育及び啓発、実態調査を国、自治体の責務としながらも今回の12月の条文には何ら制限がなく、濫用されかねない、こうしたものです。対象の限定は、同和対策への特別法を終了させた際の総務省見解、これは2002年3月ですけれども、その見解でも同和問題の解決に有効ではないと指摘しています。今度の法律は何が部落差別なのか定義がありません。注目すべきは、こうしたことで参議院で附帯決議がされて最終的に決議されたわけです。その内容

は、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえて、これに対する対策を講ずるとか、また教育、啓発や実態調査を実施するに当たっては新たな差別を生むことがないようにと強調しています。この内容は、自治体職員や行政、また議員、教職者、国民が共有して今後行っていくことが大切であると思いますので、このことを述べて部落差別解消推進法に基づく行政が行われぬよう反対討論をいたします。

2つ目は、米問題について行います。農政ですけれども、鴻巣は0.5ヘクタールから2.0ヘクタールの農家が農家の中の70%になっています。これは1,140世帯です。さらに、稲作がそのうち全体の76%、172ヘクタールが稲作というのが鴻巣の農業の状況です。日本の農業がアメリカなどと農産物輸入拡大に比べて多くの農産物で競争が劣るのは確かですけれども、しかしその多くは日本の狭い国土や自然や社会条件に起因するもので、農業者や関係団体、政策的な努力で本来克服できるものではありません。歴代の自民政権は、この事情を無視して農産物輸入を次々に自由化、国内農業を外国産の野放しの競争にさらしてきました。米国農業の強い輸出競争には恵まれたアメリカならではの国土条件だけではなくて、アメリカは農業者への手厚い所得補償を行い、生産費を大幅に下回る輸出価格を可能にする政府のこうした農政も大きく寄与しているものです。農業を戦略産業と位置づけるアメリカ政府の保護対策のこれが結果であるわけです。農業競争力強化農政は、競争力のない農業は潰れても仕方がないという、こうした安倍政権の路線につながりかねません。地域農業の振興、国土や環境の保全、食糧の安定供給に責務を負わない政治では国民の暮らしは守れません。大小多様な家族経営が安心して農業に勤めることができるように、条件を抜本的整備をすることが日本の農業では何より大切であると思います。価格補償や所得補償を充実することであり、食料主権を保障する貿易ルールを確立し、食料自給率の向上を目指すべきです。鴻巣におきましてもこうした独自の市内農業を守る振興政策を行うべきですので、この点を指摘し反対します。以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 大変申しわけございません。羽鳥委員からご質問のありました花久の里の会議室の利用率について、回答が来ましたのでお答え申し上げます。

今年度今までのところ、会議室の利用につきましては83件で10.76%ということでございます。ちなみに、茶室の1が69件で9.7%、茶室の2が75件の10.54%、サロンにつきましては211件で29.67%ということでございます。

大変遅くなり、申しわけございませんでした。以上です。

(委員長) では、ご了承願います。

以上で付託されました案件等の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時56分)